

妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業
自治体職員向けQ&A(追加版 Ver1)

令和7年2月27日
こども家庭庁成育局成育環境課

目次

制度趣旨	2
妊婦等包括相談支援事業	4
妊婦のための支援給付	6

凡例

●: 令和6年度出産・子育て応援交付金自治体向けQ&A(第1版)【令和6年8月20日】に同趣旨の内容を記載

○: 新規情報として記載

番号	分類	質問	Q&A 発出後の質問	再回答
制度趣旨				
4	○	出産・子育て応援交付金事業は令和6年度限りでなくなるのか。	支給対象について、 ・R6年度中に出生した子の養育者でR7年度に申請があった場合（従来の子育て応援ギフト）→出産・子育て応援交付金 ・R6年度中に妊娠届を提出したが、出産応援ギフトをR6年度中に申請しておらず、R7年度に入って継続して妊娠している方から申請があった場合（従来の出産応援ギフト）→妊婦のための支援給付となるという解釈で間違いはないか。また、その認識で誤りでない場合、そのように分ける理由は何か。	お見込みのとおりです。支給が異なる理由ですが、妊婦のための支援給付の規定が令和7年4月1日施行のため、令和6年3月31日までに出生した場合は、令和7年4月1日の段階で「妊婦」には該当せず妊婦給付認定をすることができないためです。後段の場合は、令和7年4月1日の段階で妊婦であることから、本給付の認定対象となります。
			<p>現行の伴走型相談支援事業について、現実実施要綱における対象は、「全ての妊婦及び主に0歳から2歳の乳幼児を養育する子育て世帯」としているが、本事業の期限は、経過措置の対象者に対する子育て支援ギフトの支給期限である「令和8年3月30日」という理解でよいか。</p> <p>もしくは、改正児童福祉法の施行日である令和7年4月1日以降における伴走型相談支援については、全て「妊婦等包括相談支援事業」によるものとし、現行の伴走型相談支援事業は令和7年3月31日で全て終了ということになるのか。</p> <p>※各市町村で現実実施要綱の改廃日を設定するにあたり、現行の伴走型相談支援事業の期限（終了日）について、確認したいという趣旨です。QA29番では、令和7年度に実施する面談の費用は「利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）」の対象となる旨記載されていますが、経過措置対象者への子育てギフト支給にあたっては、現行の実実施要綱に基づき面談を行うことになると考えますので、期限は前者（令和8年3月30日）になると認識していますが、合っているでしょうか。</p>	令和7年4月1日より前に出産している場合については、出産・子育て応援ギフトとして支給しますので、実施要綱（改訂する場合は改訂版）に基づき面談等を実施のうえ、令和8年3月30日までに給付申請を受けて支給してください。
5	○	伴走型相談支援事業はなくなるのか。	妊婦等包括相談支援事業において、出産前面談の名称として現行の伴走型相談支援事業と同様に「妊娠8か月頃面談」の用語を引き続き用いることは差し支えないか。	差し支えありません。
			「妊婦等包括相談支援事業」における補助対象は伴走型相談支援事業と相違はないと考えて良いか。	お見込みの通りです。
6	○	出産・子育て応援ギフトは市町村の創意工夫によりギフトの名称を設定することが可能であったが、妊婦支援給付金も同様か。	給付金の名称について、妊婦給付認定時と胎児の数の届出時で混同せず、住所の異動があっても判別がつくような統一的な名称が好ましいと考えます。例示でもいいのでお示しいただければ、特定の名称を使用せざるを得ない市町村以外はその名称を使用できますのでお示してください。	子ども・子育て支援法上の名称は、「妊婦支援給付金」です。
			出産・子育て応援給付金の名称を引き続き使用し、妊婦給付認定申請を出産応援給付金、胎児の数の届出を子育て応援給付金の名称での申請としてよいか	差し支えありません。妊婦のための支援給付の名称については、市町村の創意工夫により、親しみの持てる名称を検討いただいて差し支えありませんが、その場合においても妊婦支援給付金と同一であることが妊婦に分かるようにしてください。
			妊婦支援給付金の1回目・2度目の支給の名称について、受給対象者や市町村間で誤認等の発生回避のため、各給付回の名称に含める単語指定の予定はあるか。（旧制度では、出産/子育て応援給付金の単語で、1回目・2度目の支給を区別）	法律上に名称を定める予定はありません。
9	●	転出入による給付金支給記録や伴走型相談支援の記録の市町村間の情報伝達の事務負担が大きい、DXを活用した情報連携を可能にすることは考えな	妊婦のための支援給付費補助金のうち、「自治体間情報連携に係るシステム改修費」の説明には「転出入の際に給付履歴等を確認するためのデータ標準レイアウト改訂版へのシステム改修費」とありますが、データ標準レイアウトを改訂する改修はもとより、現行のシステムに情報連携機能を追加する改修も含まれると解してもよろしいでしょうか。	現行のシステムに情報連携機能を追加する改修が当補助金の目的に沿うものであれば、当補助金の対象となりえます。

		いのか。	令和8年6月に給付履歴の情報連携開始とされているが、対象となる給付は令和8年6月以降に給付申請があった分が対象となるということでしょうか。	令和8年6月以前に給付申請があった給付金の支給記録についても、市町村において副本登録をされていれば、令和8年6月のデータ標準レイアウト改版日以降に、情報連携することは可能です。
11	○	妊婦等包括相談支援事業、妊婦支援給付金、現金以外のクーポン発行等にかかる委託経費等は、それぞれ別々の交付要綱等に基づく交付となるか。	それぞれの交付要綱はいつごろに発出される予定か。 クーポン等で支給した場合に発生する委託事業者支払う商品交換代金の経費は「妊婦のための支援給付費交付金」により交付されるのか	各交付要綱及び実施要綱は案文が整い次第速やかにお示しさせていただきます。 なお、クーポン等での支給による委託事業者にかかる経費については、クーポン等の支給のためのランニングコストとして、「妊婦のための支援給付事業費補助金」により補助する見込みです。詳しくは交付要綱及び実施要綱によりお示しします。
15	○	現金その他確実な支払方法以外で支給する場合の妊婦支援給付金に係る交付金の精算方法は如何に。	出産・子育て応援給付金の現金以外での支給の未使用分については、これまでどおり、R7の申請分でR8年度に交付金の精算があるということか 東京都と広域連携の契約が実績払いとなっており、「妊婦給付認定者がポイント等を一部未使用」となり、過剰歳入になることも問題はないということか。 当該受給者が希望するポイント等が利用可能となった時点で、市町村は妊婦給付認定者に対して給付金を支給した整理となるため、妊婦給付認定者がポイント等を一部未使用であったとしても、国と市町村の間で交付金の精算をすることはありません、とされています。 この場合、市町村が受け取る「支援給付」の額と、市町村の「実支出額」に差が出てしまうのではないかと考えられます。子ども家庭庁さんの想定する対応方法について御教示ください。 市町村が独自にクーポンを支給する場合で、例えば、50,000円を超える金額(52,000円相当など)でクーポンを支給する場合において、ポイントの一部(例えば1000円相当のポイント)を使用した受給者に対し、何らかの理由により、妊婦支援給付金を支給できないことが判明した場合、返還を求めることとなる。 その場合の返還は、妊婦支援給付金1000円を使用したと考えるのか、市町村独自部分を1000円使用したと考えるのか。	出産・子育て応援交付金は令和7年度末までの事業となることから、出産・子育て応援給付金は令和7年度末(出納整理期間含む)までに支払っていただき、令和8年度に実績報告書に基づき交付額を確定します。なお、令和8年度に追加交付することはできません。 クーポン等での支給は、給付した現金をもって、受給者によりクーポン等を購入いただいた整理となります。国からの支給は現金給付が行われた時点で交付済となるため、クーポン等の使用の有無で国に対して返還が生じることはありません。 なお、虚偽の申告等により、認定に誤りがあった場合等により国に対して、返還が生じる場合には、50,000円(×1(妊娠していることによる給付)+妊娠しているこどもの人数)であり、差額を返還いただくことはありません。
19	○	妊婦支援給付金を現金で支給する際の経費のうち振込手数料や人件費以外の経費は、妊婦のための支援給付費補助金(仮称)と妊婦等包括相談支援事業型のどちらの対象経費となるか。	「妊婦給付認定通知書」等の発送が必要となるが、「妊婦のための支援給付のための事務費」で通信運搬費の補助をしてもらえるのか。また、システム構築等により、メール等で給付認定通知書等を送れるようになれば、その方法も検討したいが、メール発送のための新たなシステム構築となる。「システム改修(構築)費」等の費用は補助対象となるのか。 現金給付事務について可能な限り委託を考えている。この費用に対する補助金は、「妊婦支援給付金を現金で支給するための経費はすべて、妊婦のための支援給付費補助金(仮称)により補助を行うこととしています」に含まれるものと考えて間違いはないか。 クーポン等を併給する際の郵送費や事務経費も当該補助に含まれると考えてよろしいか? 妊婦のための支援給付について、現金支給システムのランニングコストへの補助はあるか。またその場合の補助率は。	妊婦給付認定通知書の発送にかかる経費については、妊婦のための支援給付事業費補助金の対象経費とする見込みです。詳しくは交付要綱及び実施要綱によりお示しします。また、同通知のメール発送のためのシステム構築費は、令和6年度出産・子育て応援交付金のシステム構築・改修費で補助対象としております。 お見込みのとおりです。 クーポン等及び現金その他確実な支払方法を併用する場合、その郵送費や事務経費は妊婦のための支援給付事業費補助金の対象経費とする見込みです。詳しくは交付要綱及び実施要綱によりお示しします。 現金支給システムが、本給付のものであれば現金給付の事務費の対象となり得ます。ただし、他の給付金等の支払システムと併用する場合には、本給付にかかる経費のみが対象経費となります。対象範囲や金額が明確に切り分けられない場合は対象外となります。
21	○	利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)の補助対象となる経費は。	補助対象経費として、面談等の実施に必要な経費となっていますが、例えば、面談実施の際に渡す記念品の経費は対象となりますか。 新たに職員を採用し、面談等訪問回数を増やすために訪問で使用する公用車を購入する場合そ	記念品は妊婦等包括相談支援事業型の補助対象とはなりません。 妊婦等包括相談支援事業は子ども・子育て支援交付金の利用者支援事業の一部になり、他の

			<p>の経費は補助対象となるか。</p> <p>伴走型支援の面談予約に特化した予約システムのアプリを導入し、オンライン予約に変更する場合のシステム導入費については、利用者支援事業の対象経費に含まれる、という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>事業では車両購入費を認めていないことから、リース等を検討してください。</p> <p>お見込みのとおりです。</p>
25	○	伴走型相談支援の面談を引き続き乳児家庭全戸訪問の機会と併せて行う場合の利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）と乳児家庭全戸訪問事業との補助対象経費の棲み分けはどのように考えるか。	「乳児家庭全戸訪問事業等での妊婦等と面談する機会と併せて、妊婦等包括相談支援事業の面談を実施する場合においては、付加的に発生する業務に要する追加費用分を利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）として交付申請する」とあるが、付加的に発生する業務に要する追加費用分とは具体的にどのような業務を指すのか。	例えば、新生児訪問や乳児家庭全戸訪問と妊婦等包括相談支援事業の面談を併せて実施する場合に、新生児訪問の当該保健師以外に妊婦等包括相談支援事業の相談員や子育て支援員が同行する場合の経費など、付加的にかかることを想定したものです。
30	○	令和6年度までに出生したこどもに関する子育て応援ギフトを令和7年度に現金で支給する場合の事務費は対象経費となるか。	令和7年度、出産・子育て応援交付金は子育て応援ギフトの給付金（5万×新生児）のみ対象ということか。	出産応援ギフトも未支給の場合が想定されるため対象となります。
31	○	令和6年度までに出産・子育て応援給付金を現金以外のクーポン等により受給した支給対象者が、令和7年度にクーポン等を使用し、当該使用した額に応じて業務委託事業者に精算払いする場合の委託経費は対象経費となるか。	<p>実施要綱の発出時期はいつか。</p> <p>システム改修をするに当たって、一刻も早く仕様を確定する必要があるため早急にご対応頂きたい。</p> <p>また、妊婦のための支援給付費補助金について、クーポン等の支給に係る委託経費について、こども家庭庁長官が必要と認めた額とされているが、いつ頃決定されるか。</p> <p>令和7年度4月からの事業であるため、令和6年度中にクーポン事業者の選定を行う必要がある。クーポン事業者からもこの補助単価が基準となり、提供可能な内容も決定できないという意見があるため早急に決定していただきたい。</p>	<p>システム構築・改修経費の補助に係る実施要綱については、出産・子育て応援交付金の交付要綱を改正して令和6年12月20日に発出済みです。なお、令和7年度以降の事務手続きのフローについては、10月31日の自治体向け説明会の資料で示しておりますのでシステム構築の際には参照ください。</p> <p>また、妊婦のための支援給付事業費補助金の長官が必要と認めた額については、予算の範囲内で交付決定を行いますので、交付申請により市町村の必要経費全体を集約した後に決定します。クーポンの支給に係る委託経費については、現行（令和6年度）補助単価を示しているところです。令和7年度については、制度化後の実施状況を踏まえ決定してまいります。</p>

妊婦等包括相談支援事業

33	●	<p>出産・子育て応援ギフトの支給は面談が必須であったが、妊婦支援給付金の受給に当たって面談は義務ではない理解でよいのか。</p> <p>「面談は不要だが妊婦支援給付金は必要」という方については、面談をせずに支給することは可能か。</p>	<p>出産・子育て応援交付金事業を制度化するにあたってなぜ妊婦対象としたのか？また面談必須でなくしたのはなぜか？面談必須としたことで面談や訪問等市との関りを拒否する家庭への介入がしやくすくなり、伴走型支援ができるようになっていたが、面談必須ではないので拒否されたら介入はできず、給付するだけで市との関わりができず伴走型支援ができない事例が増加することが予測されます。また妊婦対象となることで流産死産も給付対象となり事務量が増加し、流産については時期を確認するための文書がない（母子手帳に記載なく、流産時期の確認は病院でしかとれないため）ので本人申し出のみではなく、病院への確認が必要になり、業務の煩雑化が懸念されます。市との関りがしづらくなるのに伴走型支援は継続するようと言われても市がますます関わりにくくなる状況になってしまいます。今まで見相で対応していたような事例も今後市での対応の増加が見込まれ、ますます市の負担が増えているが介入はしづらくなっており、支援したくてもできない事例の増加が見込まれます。</p> <p>法律の建付け上、面談を給付の必須要件とできないことは理解できるが、「胎児の数の届出」の必要性のみで、対象者と面談をするための根拠とするのは難しいと感じる。</p> <p>（出生に至った場合は、）胎児の数＝子の数であり、住民記録からも確認ができるため、行政の怠慢であるといわれても否定できない。</p> <p>伴走型相談支援の充実を目的とするのであれば、出産後の給付にはアンケートの回答や出生連絡</p>	<p>子法子の趣旨としては、妊婦給付認定申請と胎児の数の届出を分けることにより、2回に分けた支給を機として、妊婦等包括相談支援事業の面談を行うことで、妊婦に対して寄り添った支援を継続して講ずるものです。このため、同法第10条の14において、妊婦支援給付金のうち、5万円は妊婦給付認定後遅滞なく、残りの胎児の数に応じた額は胎児の数の届出があった後に行う旨が定められているところです。</p> <p>「妊婦のための支援給付」については、法律上位置付けられた給付となるために、受給権を明確化するため、面談を支給要件とはしていません。ただし、子法第10条の3において、市町村は、給付と面談を組み合わせることで、妊娠中への総合的な支援を行うよう「配慮するものとする」としており、引き続き、給付と面談を併せて行っていただく必要があります。</p> <p>なお、省令等で追加的な要件等を定めることはありませんし、自治体が定める業務要綱等において、法律の規定を超えて、支給に当たっての追加的な要件を定めることは認められません。</p> <p>また、妊娠中の総合的な支援の実際の実施の在り方は、各自治体における創意工夫の下、検討されるべきものと承知しています。</p>
----	---	---	--	---

			<p>はがきの提出を要件とする方が適切ではないか。 自治体の実情に合わせた対応が可能な省令であることを求める。</p> <p>法的給付に対して、第10条の3で定める「総合的な支援を行う配慮」によって本人の権利行使を妨げる（1回で受給できるものを2回に分けて受給）ことは可能か。不可能である場合、QA58の特別な事情がない場合に一括給付を認めないとする法的根拠は何か。</p> <p>出産・子育て応援交付金の支給要件として、アンケート回答を条件としているが、同様にアンケート回答を妊婦支援給付金の支給要件にしても差し支えないか。</p> <p>妊娠8か月のアンケートに「胎児の数の届出書」を加えアンケート回収率上昇を図るとともに、提出後に2回目の給付を行うことで妊娠中に給付を完了したいが可能か。</p> <p>「面談と給付を一体的に実施する」「面談の実施を、(中略)支給の要件とすることはできません」と相反する記載がある。『市民へ「8か月アンケート時や乳児全戸訪問時に胎児数の届出書を配布する」と案内する』運用ならば問題ないか。</p> <p>妊婦等包括相談支援事業の2回目の面談はこれまでどおり、アンケートでよいのか。</p> <p>給付に当たっては面談が必須ではなくなるとのことだが、自治体に業務要綱に面談を支給要件に含めることは法に反するか。国からの補助対象にならないなどのペナルティはあるか。</p> <p>給付に面談が必須ではないとしつつも、面談と給付を一体的にと記載があるが、基礎自治体に対して、給付をする上で面談を必須とする要綱を定めて実施して欲しいという解釈でよいのか。 QAのあいまいな状況だと、自治体によって取扱いが異なり、事業としての統一性に欠く。</p> <p>出産応援ギフトの申請について、本市の今までの運用と同様に申請の時期を『妊娠安定期となる16週目以降』と定めて運用しても良いものか、また今回の給付では面談を義務としないとの考え方から、妊婦であれば出産までの期間でいつでも申請ができるようにすべきなのか</p>	<p>仮に妊婦給付認定の申請が出産予定日8週間前の日以降に行われた場合には、給付を併せて1回で行うことは考えられますが、通常、妊婦給付認定の申請は妊娠届の提出と同時にされるものと考えています。</p> <p>流産の場合については、基本的に本人からの申告に基づき、胎児の数の届出を流産した日以降に提出していただき、本届出をもって支給していただく必要があります。支給に当たって医療機関等への照会は必須ではありませんが、仮に疑義等があれば、本人の同意を得た上で、照会をしていただくようお願いいたします。</p> <p>なお、流産等をされた方への対応及び給付金の支給に伴い、市町村の事務負担が増加することは承知していますが、このような方にこそ伴走した相談支援が重要と考えておりますので、妊婦等包括相談支援事業の補助金を活用いただき、切れ目のないきめ細やかな相談支援の充実を図っていただくようお願いいたします。</p> <p>「胎児の数の届出」については、記載事項を省令で定めることとしているのみであり、その様式等は各自治体において検討いただければと思います。このため、ご指摘のように、「妊娠8か月のアンケートに「胎児の数の届出書」を加えアンケート回収率上昇を図るとともに、提出後に2回目の給付を行うことで妊娠中に給付を完了」する取扱いは問題ありません。</p> <p>市民へ「8か月アンケート時や乳児全戸訪問時に胎児数の届出書を配布する」と案内する運用は、面談と給付を一体的に実施するための工夫をしている一方で、面談を給付の要件としてはいないものであり、問題ありません。</p> <p>「給付の申請時に面談しないと給付できないと説明や明文化」することについては、認められません。ただし、「必須ではないが面談後に給付する、または面談後に申請書を渡すと説明や明文化する」ことは、たとえ面談がなくても申請できる環境が整えられている限りにおいて（実質的に面談が支給の要件となっていなければ）、問題ありません。</p>
37	○	面談の回数に決まりはあるのか。	<p>「面談について、妊娠の届出時、出産前、出産後の適切な時期に面談を実施することを定める予定です。」とされているが、その際、現制度「出産・子育て応援事業」で配布・回収しているような「アンケート」は必須とされるか。</p> <p>対象者全員と面談し、現アンケート内容と同様の質問を面談内で確認し、妊産婦のニーズ把握等が可能な場合は、アンケート配布・回収は省略してもよいか。</p> <p>アンケートの回答が出産・子育て応援ギフトの給付要件の1つとなっていたが、妊婦等包括相談支援事業では回答不要でよいか。</p> <p>Q32、Q37において、利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）を実施するにあたり、①妊娠の届出時②出産前③出産後の適切な時期に面談を実施することを定めることとしているが、①～③の時期に3回の面談をすることが交付金交付の要件となるのか。特に②出産前の面談にあたっては、妊婦と面談することが難しい（産前休暇に入る前で、働いていることが多い）と考えるが、例えば②出産前にあたっては、希望する妊婦のみ電話や面談等で支援し、③の出産後以降に2回面談を実施する等する場合も交付要件に該当するのか。QAに記載のとおり適切な時期に3回面談することは望ましいと考えるが、人員体制もあり3回面談することのできる自治体は限られると考える。</p>	<p>アンケートは必須ではありません。</p> <p>給付に当たってアンケート等の要件はありません。</p> <p>児童福祉法施行規則に定められた時期及び方法により行わなければ補助対象にはなりません。なお、施行規則には「面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）又はこれに準ずる方法」により行うものとしておりますので、対面での面談が望ましい一方で、各自治体、妊婦等の状況により、面談が著しく困難である場合には、これに準ずる方法として出産前の時期に電話での面談となったとしても補助対象外とはなりません。</p>
39	○	面談は対面で実施することが必要か。	<p>「対面を基本としつつ、妊婦の体調や地域の特性に応じ、オンラインやこれに準ずる方法を可能とする」とあるのですが、電話でのやり取りはこの準ずる方法に含まれるのでしょうか？</p>	<p>対面やオンラインによる面談が望ましいですが、妊婦等による意向により難しい等の事情がある場合には、準ずる方法として電話は含まれるものと考えられます。</p>
42	○	市町村子ども・子育て支援計画	<p>拒否や連絡がつかない等で面談や電話が実施できていないが、給付金の申請書のみ郵送や電子申</p>	<p>妊婦支援給付金の支給は妊婦等包括相談支援事業を組み合わせ実施していただく</p>

		の手引きに示された妊婦等包括相談支援事業の量の見込み及び確保方策について、面談回数の考え方と計画の記載方法を具体的に示していただきたい。	請で提出された場合について、面談実施せずに妊婦のための支援給付金を支給しても問題ないか。	こととしておりますが、ご質問のような状況において、面談は妊婦のための支援給付を支給する要件ではないため、面談を実施せずに支給することは差し支えありません。
妊婦のための支援給付				
支給対象者 給付額・住民票・転出転入・申請届出・認定関係				
44	●	流産・死産・人工妊娠中絶は給付金の支給対象となるか。	流産・死産・人工妊娠中絶後に胎児の数の届出を希望しない方や妊娠届をした保健センターからの連絡を希望されない方もいると想定します。また、妊婦が出産後に子どもと世帯を同一にせず、子どもの住民票所在地市町村以外に住民票を置いている場合があり、妊婦が出産したかどうかの把握が困難な場合があります。これらの場合のように、出産予定日以降に胎児の数の届出がない場合は、妊婦給付認定をした市町村から妊婦給付認定者へ連絡し、胎児の数の届け出をしてもらうよう促し、2回目の支給について説明する必要がありますでしょうか。	子子法に基づき、給付に当たっては胎児の数の届出を提出していただく必要があります。流産・死産・人工妊娠中絶等をされた方が、給付を希望しないため、胎児の数の届出を行わない場合もあると考えられますが、一方で単なる失念等により未届となっているおそれもありますので、妊娠8か月頃の面談の実施の案内と併せて、胎児の数の届出について案内する等の対応をお願いします。
			死産届出者にもれなく案内できる為には、死産届出を住民登録地以外に提出する場合もあるため関係省庁へ協力依頼文や、保健部門では把握が難しい為に対象者への案内文を全国統一で出す予定はあるか。	なお、流産・死産・人工妊娠中絶された方へのアプローチについては、国において流産等した場合でも妊婦のための支援給付が受け取れる旨のチラシを作成の上、国から医療機関等に対し、当該チラシの周知をお願いすることを検討しています。
			「人工妊娠中絶」について触れていないのですが、人工妊娠中絶も給付の対象になるのでしょうか？ R6.10.31 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の施行に向けた自治体説明資料5ページでは、「母子健康手帳が交付される前に流産や人工妊娠中絶等をしている場合でも、…により妊婦支援給付認定及び給付金の給付は可能。」とされていることから、対象ととらえてよいのでしょうか？	人工妊娠中絶についても、胎児の心拍が確認されていれば、給付の対象となります。
			妊婦のための支援給付の対象に人工妊娠中絶による人工流産を含める理由は。(対象に含めるといふ判断に至った経緯如何)	法律上、給付は妊婦に対して行われるものであるため、人工妊娠中絶する場合であっても、胎児の心拍が確認されていれば支給していただく必要があります。また、支援が必要な場合も想定されますので、給付とともに必要に応じて面談等の支援へ繋げていただくようお願いします。
			人工妊娠中絶及び流産した場合で妊娠届出がない場合の対応は、医師の診断書等の提示により給付認定及び給付金(1回目・2回目)の給付が可能との理解でよいか。	お見込みの通りです。
45	○	妊婦給付認定をするのはどこの市町村か。	子：当町 母：町外という住民票の状態の場合、母の住民票がある市町が支給するで問題ないか。	お見込みの通りです。
			妊婦給付認定後、支払い前に転出した場合について妊娠した妊婦に対し、給付認定申請の審査後、市が認定通知書兼支払通知書を妊婦に送付したが、1回目の支払日前に妊婦が他市町村に転出した。この場合でも、転出元の市町村(認定した市町村)が1回目の支払いを行うという認識でよいか。	届出や申請のタイミングと支給自治体の関係は以下の通りです。 ＜1回目給付＞ 最初の妊娠届出(認定申請)まで：転出元 ※申請に不備があり再申請や不備の修正を求めている間に転出した場合は、受理したものとは認められない。
			妊娠届出後に転出した妊婦については、転出前の住所地で給付するという事でしょうか。 妊婦給付認定をするのは「当該妊婦の申請時点の住民票所在地の市町村」とのことだが、申請から認定まで時間を要する場合、申請時点で市民であれば認定時点で市民でなくとも1回目の給付金の支給は可能か。例えば、認定申請を受理し、申請内容の審査中に当該妊婦が転出した場合、認定時点では住民票所在地の市町村でなくとも、1回目の給付金を支給してよいということか。 本市の場合、妊娠届出時の面談後、その場で出産応援ギフト申請案内チラシを交付します。対象者は出産までに、そのチラシの二次元コードを読み取り申請フォームからギフトを申請する、という流れで実施しています。その後、申請日時点で市民であることやその他支給要件を確認したうえで、	＜2回目給付＞ 最初の胎児の数の届出まで：転出元 ※1回目同様。

		申請から2か月ほどで支給決定し口座振込で現金を支給しています。		
		子育て応援給付金の時は、 「(1) 児童手当法(昭和46年法律第73号)第3条第3項第1号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者 (2) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等の設置者 (3) 法人」 は支給対象外であったが、妊婦支援給付金②は条件はないか。	「妊婦のための支援給付」は法律に基づいて妊婦に対して支払われるものであり、養育の状況等は関係ありません。	
47	●	妊婦のための支援給付の対象者は妊婦のみか。父親や祖父母その他現に子どもを監護する者は対象者となりうるか。	妊婦が、出産後胎児の数の届出を行う前に亡くなった場合、給付対象外か。 支援給付の対象者が妊婦のみと示されているが、例えば妊娠中に妊婦が死亡した場合、胎児数の届け出による給付金の申請は申請者不在のため不可という認識で良いか。 妊婦のための支援給付の支給要件は、「妊婦であって、日本国内に住所を有するものに対して行う。」とされており、日本国籍を持つ持たないに関わらないと考える。Q51・52において、住民票をおいたまま海外で妊娠出産して帰国した場合とあるが、この「帰国」の対象は誰を指すのか。この場合であっても日本国籍を持つ持たないに限らず、外国籍の人も同様に支給することができるのか(住民票をおいたまま海外で妊娠出産し日本に再び入国した外国人も対象となるのか)。 妊婦のための支援給付の支給要件は、「妊婦であって、日本国内に住所を有するものに対して行う。」とされているが、R7.4.1以降住民票を1日だけおき、その後海外へ住民票を除票し転出した場合、その1日の間に妊婦給付認定申請をすれば支給の対象となるのか。	受給権は相続されますので、遺族から胎児の数の届出を提出いただき、支給してください。 法律上は「妊婦であって、日本国内に住所を有する者」が支給対象となるため、仮に住民票をおいたまま海外で妊娠出産し日本に再び入国した外国人であっても、住民票があった時点において妊婦であり、入国後に妊婦給付認定の申請をすれば、支給対象となります。 お見込みの通りです。
48	○	妊婦給付認定やその取消しは、行政手続法上の行政処分に該当するという理解でよいか。	P15の「妊婦のための支援給付」の部分で、48番目の質問と回答について「妊婦給付認定やその取消しは、行政手続法上の行政処分に該当する」ということは、妊婦給付認定取消通知書のなかで「認定の取消し理由」を示す必要があると思うのですが、さらに、同通知に、相手がその理由を不当だと思うときに行政不服審査法に基づく不服申立てができるよう、教示文も記載するべきでしょうか。 先日提示のあった申請書等の様式について、認定通知書や取消通知書に審査請求の教示が必要ではないか。 妊婦給付認定やその取消が行政手続法上の行政処分に該当すると記載があるが、妊婦支援給付金の支給(不支給)決定についても行政処分に該当するのか。また、子ども家庭庁から示された様式例に、教示文の記載がなかった。様式への教示文の記載は必要との認識でよいか。	お見込みの通りです。決定通知書・取消通知書等については、令和6年12月20日に令和6年度出産・子育て応援交付金変更交付申請の事務連絡に、妊婦のための支援給付に係る支給事務の様式例には記載していませんが、教示文は必要ですので、改めて様式例をお示しする際には表示することといたします。なお、妊婦のための支援給付は自治事務であることから、不服申し立て先は市町村長であり、市町村で作成されている教示文の例により、記載いただいて差し支えありません。
49	○	胎児の数の届出に基づく認定は必要か。	胎児の数の認定は、届出書に記載される胎児の数と母子健康手帳の記載等により判断可能なのであれば、流・死産、出産に関係なく、胎児の数の確認は母子健康手帳の事実確認だけでいいのか。 海外で出産した場合、母子手帳等の日本の書類が記載されない。日本で妊娠届、海外で出産後に、母のみが日本国内に帰国した場合で、妊娠届や母子手帳交付数と異なる数の胎児数を届出された場合の、胎児数の確認方法をお示しいただけるか。 何を以って、母子健康手帳で胎児数の確認ができたとすればよいか。(胎児数分すべての母子健康手帳が存在すれば確認済みとするか、母子健康手帳内の妊娠経過のページの確認も必要か)	お見込みの通りです。ただし、疑義がある場合には、本人からの同意を得た上で、医療機関に確認をお願いいたします。 子法第10条の5に基づき、「妊婦若しくはその配偶者若しくは妊婦の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者」に対して、「報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命ずる」ことが出来ますので、他の世帯員に確認するほか、海外医療機関における双子の出産であることを示唆する文書等の提出を求めることによって確認をお願いいたします。 なお、同法第82条に基づき、虚偽の報告や提出があった場合には、10万円以下の過料を科する規定を条例において設けることが可能です。 原則的には、母子健康手帳が胎児の数の分だけ存在し、かつ全ての手帳において各胎児の経過が確認できることが必要です。
51	○	住民票をおいたまま海外で妊娠出産して帰国した場合は支給されるか。	妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業自治体職員向けQ&A(令和6年12月27日)の51「住民票をおいたまま海外で妊娠出産して帰国した場合は支給されるか。」に関連して質問します。 法律上は「妊婦であって、日本国内に住所を有する者」が支給対象となるため、妊婦支援給付金の法律の施行日である令和7年4月1日時点において既に妊婦ではなく且つベトナムに住民票があるのであれば、妊婦支援給付金の支給対象とはなりません。	

		<p>令和6年5月1日に妊娠届出時に出産応援給付金申請をし、出産応援ギフトを支給。その後住所をおいたままベトナムへ里帰りし、令和6年10月に出産、子の住民票はベトナムにあります。令和7年7月に子どもはベトナムに在住のまま、母のみ日本に戻ってくる予定です。この場合、令和6年度生まれではあるが、妊婦支援給付金（2回目）は支給できるか。また、子どもの住民票が海外にあっても支給できるか。</p> <p>支給できる場合、妊婦給付認定者の胎児の数の届出は、どのような方法で確認するのか。</p> <p>住民票を置いたまま、海外で妊娠出産し、帰国しない場合でも支給対象か。</p> <p>令和7年度以降に海外で妊娠・出産した後に日本国内へ帰国した母は、妊娠中は日本国内に住民票がないため、妊婦認定ができず、給付対象外であるという認識で相違ないか。</p> <p>日本に住民票を置いたまま海外で妊娠出産した場合に、海外から認定の申請を行い、市は認定を行うことができると記載がありますが、支給については帰国が条件となるとの解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>また、子育て応援ギフトも子がベトナムにあり、養育の事実が確認できないので対象外となります。</p> <p>法律上は「妊婦であって、日本国内に住所を有する者」が支給対象となるため、令和7年4月1日時点において妊婦であって住民票があれば、帰国しない場合であっても、妊婦給付申請及び胎児の数の届出をもって支給対象となります。</p> <p>ただし、申請時点において住民票を有しており、かつ妊娠していたことを確認する必要があります。</p>
52	○	<p>住民票をおいたまま海外から妊婦給付認定申請及び妊娠の事実となる証明等を提示し妊婦給付認定された場合に、出産して帰国後に胎児の数の届出をすれば支給はされるか。</p> <p>住民票をおいたまま海外から妊婦給付認定申請及び妊娠の事実となる証明等を提示し妊婦給付認定された場合に、出産して帰国後に胎児の数の届出をすれば支給をされるかという問いに対し、支給するとの回答があるが、出産して帰国せず、引き続き海外に居住実態がある場合でも出生届が国内にいる父等から提出され胎児の数が確認できれば支給することとなるのか。その場合、No.67の回答のように面談の実施を支給の要件とすることはできないため、面談することなく海外に居住実態のある妊婦に支給することになるのか。</p> <p>1回目・2回目両方支給できるということか。</p> <p>住民票をおいたまま海外で妊娠・出産した場合、帰国せずに海外から妊婦給付認定・胎児の数の届出をした場合、支給の対象となるのか。帰国が条件となるのか。</p>	<p>お見込みの通りです。面談は支給の要件とはなっていません。ただし、面談を実施していただくことは引き続き重要であり、オンラインや電話等での実施を模索していただくようお願いいたします。</p> <p>令和7年4月1日時点で妊婦であり、日本国内に住所があり、妊婦給付申請を行った場合には、海外在住であったとしても1回目の支給が行われます。一方で、例えば、胎児の数の届出を提出前に国内の住所がなくなった場合には、胎児の数の届出が行えないため、2回目の支給はできません。ただし、この場合であっても、時効の範囲内に帰国し、日本国内の住所を取得した上で、妊婦給付申請及び胎児の数の届出を行った場合には、2回目の支給を行う必要があります。</p> <p>海外在住であったとしても、日本に住民票がある限りは、申請・届出に基づき支給する必要があります。</p>
53	○	<p>出産後、児童相談所による一時保護や里親委託等により、子どもが里親や乳児院に預けられ、申請（認定）時点で子どもの養育を行っていない場合も、妊婦へ支給するという理解で良いか。</p> <p>出産後父母が離婚協議中などで別居している場合で、申請日（認定）時点で子どもと異なる住所地におり、生計同一でない場合でも、妊婦（母）へ支給するという理解でよいのか。</p> <p>母が本市、子どもが他市の場合、現制度では子の住民票地にて乳児家庭全戸訪問を行い、子の住民票地にて子育て応援ギフトの支給があるが、新制度では出産後母と子の住民票地が異なる場合はどうなるのか。</p> <p>出産をした妊婦と、生まれた子どもの住民票所在市町村が異なる場合でも、妊婦の住民票所在市町村に胎児の数の届出を行えば、胎児の数×5万円は妊婦が受け取ることとなるのか。その場合、出生届や住民基本台帳で妊婦の住民票所在市町村が胎児の数を確認できないため、情報連携により、生まれた子どもの住民票所在市町村に胎児の数を確認することとなるのか。</p> <p>妊婦が出産後、子供の住民票が妊婦と異なる他市や他県に所在する場合、母子健康手帳で出産が確認できれば、妊婦の住民票所在地の市町村が、胎児の数の届出を受け支給するのか。</p>	<p>本給付は、妊婦に対して支給されるものであり、妊婦が住所を有する市町村が支給する必要があります。</p>
54	○	<p>妊婦が代理人への支給を希望した場合、代理人に支給先を変更することは可能か。</p> <p>令和6年度中に子育て応援ギフトの申請をされた方のうち、配偶者が 金銭面の管理を行っており、振込先の口座を妊婦が持っていない場合があり、委任状を記載してもらい、代理人の口座へ振込む例もありました。妊婦のための支援給付についてはこのように代理人への口座振込を希望された場合も、希望に応ずることは不可でしょうか。</p> <p>給付金は妊婦本人の口座に振り込むようにとされていますが、外国人など口座を持っていない方</p>	<p>本給付は、法律上、妊婦に対して支給されるものであり、代理人の受け取りは、たとえ希望があったとしても想定されません。なお、妊婦が口座を持っていない等の場合には、現金又は小切手による支給をお願いします。</p>

			の場合、代理人に支給することは可能でしょうか。	
55	○	妊婦が、出産したこどもの名義の銀行等への口座振込を希望した場合、その希望に応ずることは可能か。	近年、口座名義の旧姓利用が可能となっている金融機関が増えてきている。市町村で申請者の旧姓であることが確認できた場合、旧姓名義の口座に支払いを行うことは可能か。	妊婦の有する口座であればたとえ旧姓によるものであったとしても可能です。申請については、他の手続きと同様、代理人による申請は可能です。
58	○	令和6年8月20日付の出産・子育て応援交付金自治体職員向けQ&A（第1版）NO.121に妊婦給付認定と胎児の数の届出を同時に受け、妊娠中に全額妊婦支援給付金を支給することは可能と示されているが、今般の自治体向け説明動画で胎児の数の届出は産後との説明があったが、考え方に変更があったのか。	胎児の数の届出を妊婦給付認定時に行えば、市民は申請が一度で済み、自治体の審査業務の事務負担の軽減も期待できる。 胎児の数の届出を妊婦給付認定時に同時に行っていただき、妊婦給付認定後は、届け出た胎児の数に変更があった場合や口座の変更がある場合のみ申し出ていただくなどの工夫をすることは認められるか。 なお、全戸訪問等による全数面談の継続や、出産後の給付にはアンケートの回答を必要とするなど妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせて支援を行うことを前提した上で、自治体の実情に合わせた創意工夫を認めていただきたい。	胎児の数の届出は省令において、「出産予定日の8週間前の日以降」に行うものと規定することとしています。自治体において、妊婦給付認定時に届出を行っていただき、届出の処理を数か月留保した上で、出産予定日の8週間前の日以降に受け付ける取扱いとすることについて、一般論として申し上げれば、処理できない期間中に届出を受け付けることは、通常想定されていないものと考えます。 子子法の趣旨としては、妊婦給付認定申請と胎児の数の届出を分けることにより、2回に分けた支給を機として、妊婦等包括相談支援事業の面談を行うことで、妊婦に対して寄り添った支援を継続して講ずるものです。このため、同法第10条の14において、妊婦支援給付金のうち、5万円は妊婦給付認定後遅滞なく、残りの胎児の数に応じた額は胎児の数の届出があった後に行う旨が定められているところです。
			胎児の数の届出の時期について、「出産により胎児の数が明らかになった日以降」を基本とし、「出産予定日の8週間前以降」と規定するとあるが、自治体の判断で胎児の数の届出の時期を産後以降としてもいいのか。	妊婦給付認定者に対して、胎児の数の届出の時期を産後として案内することは可能です。ただし、この場合においても、胎児の数の届出は省令において、「出産予定日の8週間前の日以降」に行うとしているため、省令で定められた期間に届出があれば、速やかに処理していただく必要があります。 また、胎児の数の届出の時期を産後として案内しているのは、妊婦が感じる妊娠後期の身体的な変化や不調、精神的な不安などに寄り添うきっかけになることや、そうした身体の変化を受けて妊婦本人にとって出産や育児がより現実味を帯びたものとなり必要な情報や助言が受け入れやすくなっていると考えられること、また、出産後の育児が始まった後の時期より妊婦が落ち着いた時間を過ごせることが多いと想定されることから、事前の準備として育児支援等の案内を行うことに適していると考えているからであり、面談の時期の参考にされたい。
			一括給付を認める「特別な事情」について、具体的にどのような事情なら認めることができるか、いつごろ何で示される予定か。	例えば、出産予定日の8週間前の日以降まで妊婦給付認定の申請がなかった場合が考えられます。
			「面談と給付を一体的に実施する」中で、妊娠8か月アンケートと同時申請も可能とする認識で相違ないか。	妊娠8か月の面談のタイミングで、胎児の数の届出の案内をしていただくことは問題ありません。
			胎児の届出については、出産予定日の8週間前とする方向とのことですが、妊娠届時点で、二つの申請を同時に行うことは難しいのでしょうか。 死産や流産をされた場合、これらがわかった際に再度申請いただく形となるため、申請者の負担がかかると感じ、母子手帳交付等の面談で同時に申請することを考えていました。	胎児の数の届出は省令において、「出産予定日の8週間前の日以降」に行うものとしてあります。子子法の趣旨としては、妊婦給付認定申請と胎児の数の届出を分けることにより、2回に分けた支給を機として、妊婦等包括相談支援事業の面談を行うことで、妊婦に対して寄り添った支援を継続して講ずるものです。このため、同法第10条の14において、妊婦支援給付金のうち、5万円は妊婦給付認定後遅滞なく、残りの胎児の数に応じた額は胎児の数の届出があった後に行う旨が定められているところです。 死産・流産された方の場合にあっては、流産・死産を経験した女性等への心理社会的支援等について（令和3年5月31日付通知）、不妊症・不育症患者や子どもを亡くした家族に対する情報提供等について（令和4年4月8日付事務連絡）を踏まえ、相談窓口やピアサポートを案内するなど、きめ細やかな配慮をした面談を実施していただくこと
「妊婦のための支援給付」事業について、〇〇市では一括支給を検討しております。これは以下の理由によるものです： 1、母子健康手帳交付時に胎児数が確認可能であること 2、流産・死産等を経験された方が申請手続きをすることによる精神的負担の軽減 3、流産・死産等の正確な把握の困難さと、一括支給による給付漏れの防止 4、本市における高い面談実施率と、既存の妊婦等包括相談支援事業の質の維持				

		<p>5、受給者および市の手続き負担の軽減</p> <p>特に、本市では出産・子育て応援交付金事業が始まる前から面談実施率が高く（9割以上）、妊娠8ヶ月面談も原則全戸訪問とし、こちらの面談実施率も高いため、給付金の分割支給がなくとも支援の質は維持できると考えております。</p> <p>また、一括支給により、流産・死産等を経験された方への配慮や、正確な給付管理が可能となります。</p> <p>これらの点を踏まえ、自治体の判断によって一括支給の取り扱いを認めていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>が望ましく、この際に、胎児の数の届出に基づき2回目の給付をしていただきたいと思いますと考えています。なお、流産された場合には、医療機関において面談と給付を周知するチラシを配付する予定です。</p>
		<p>妊婦給付認定者に特別な事情があり1回で受給したいと希望された場合に1回で支給することは可とのことだが、その「特別な事情」とは何を想定しているのか。妊婦給付認定後、すぐに海外に転出する場合を本市では想定しているが、他にもあるか。</p>	<p>例えば、出産予定日の8週間前の日以降まで妊婦給付認定の申請がなかった場合が考えられます。</p>
		<p>1回目支給の案内の際に、2回目の支給の申請用紙等も一緒に案内しても良いのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面談実施がどれくらい強制なのか（温度感） ・2回目（もしくは3回目）面談の際に2回目支給の申請案内をする必要があるのか伺いたい。 	<p>2回目の面談の際に胎児の数の届出をご案内いただくことが望ましいですが、1回目の支給の案内の際に、2回目の支給の申請用紙を案内いただくことは差し支えありません。なお、面談は支給の要件ではありませんが、全ての妊婦が精神的にも安心して出産・育児に臨めるよう面談の実施をお願いします。</p>
		<p>本市においては、妊娠届出の面談の際に「出産応援給付金申請書」を同時に交付し、自宅で記入したものを郵便で投函し申請することとしている。</p> <p>その場合、令和7年3月に申請書を交付し、4月に「出産応援給付金申請書」を提出することが想定される。</p> <p>3月に交付し、4月に申請した「出産応援給付金申請書」を「妊婦支援給付」の申請として読み替えることが可能か、再度「妊婦支援給付金」としての申請が必要か等、運用についてご教示ください。</p>	<p>妊婦給付認定の申請にあたって必要な届出事項は、省令において、「届出年月日」、「氏名、年齢、個人番号及び職業」、「居住地」、「妊娠月数」、「医師又は助産師の診断又は保健指導を受けたときは、その氏名」とすることとしており、妊娠届と同一のものとしています。このため、妊娠届の提出があれば、新たに申請しなおしていただくことは不要ですが、「妊婦のための支援給付を受ける資格を有すること及び認定を求めることについての申告」をしていただく必要があることから、電話等により本人から「妊婦のための支援給付を受ける資格があることと、その認定を求めること」について確認をとるようお願いいたします。</p>
59	○	<p>里帰り出産をした妊婦から、里帰り先の市町村に胎児の数の届出があった場合、里帰り先の市町村が2回目の支給をすることになるか。</p>	<p>住民票が母と子で違う場合は、どのように子の数の確認をするのでしょうか。</p>
60	○	<p>妊婦が転出した場合、転出元の市町村は妊婦給付認定を取り消すことができるが、その際は、既に支給済となった妊婦支援給付金について、返金を求める必要があるか。</p>	<p>②妊婦給付認定の取り消しの手続き方法は、本人への取り消し通知は必須か。</p> <p>Q&A No.60には「～取り消す必要があります。」 法第10条の12「～当該妊婦給付認定を取り消すことができる。」 No.61には「～取り消すことができます。」</p> <p>妊婦給付認定者の異動（転出）が明らかとなった場合に、認定取消通知書は必ず送る必要があるのか。転出先での妊婦給付認定申請はどのように案内をする想定か。</p>

		<p>が考えられます。</p> <p>また、転出先での妊婦給付認定の申請を行う必要がある旨は認定通知書に記載することが考えられます。</p>
	<p>転出時の認定取消の事務手続きについて、転出時期（以下に推測される例を記載。なお、当該例は、自治体説明資料 P.8 の出産した場合の期限の説明で用いられた流れ及び標準仕様書 3.0（案）の管理項目を参考としている）により事務手続き（給付可否含む）が変わるのでしょうか。その場合の事務の流れを、具体的にお示しいただきたいです。なお、【】内は、標準仕様書 3.0（案）の管理項目です。</p> <p>①妊婦認定【給付申請日（妊娠時）】後、【支給決定（認定）日①】までの転出 ②【支給決定（認定）日①】から【給付日①】までの転出 ③【給付日①】後～出産後のこどもの数の届出【胎児の数の届出日】前の転出 ④出産後のこどもの数の届出【胎児の数の届出日】後、【支給決定（認定）日②】までの転出 ⑤【支給決定（認定）日②】から【給付日②】までの転出 ⑥【給付日②】以降の転出</p>	<p>① 妊婦認定【給付申請日（妊娠時）】後、【支給決定（認定）日①】までの転出 ② 【支給決定（認定）日①】から【給付日①】までの転出 →妊婦給付の申請が不備なくなされ受理した場合は、1回目の支給をしていただく必要があります。支給後に、妊婦給付認定を取消してください。転出先で再度妊婦給付認定の申請をしていただき、転出先から2回目の給付を支給していただく必要があります。</p> <p>③【給付日①】後～出産後のこどもの数の届出【胎児の数の届出日】前の転出 →妊婦給付認定を取り消し、転出先で再度妊婦給付認定の申請と胎児の数の届出をしていただき、転出先から2回目の支給をしていただく必要があります。</p> <p>④出産後のこどもの数の届出【胎児の数の届出日】後、【支給決定（認定）日②】までの転出 ⑤【支給決定（認定）日②】から【給付日②】までの転出 ⑥【給付日②】以降の転出 →胎児の数の届出が不備なくなされ受理した場合は2回目の給付を行ってください。給付は済んでいますので、妊婦給付認定の取消は不要です。</p>
	<p>転出における認定取消日は、「住民でなくなった日」となるのでしょうか。</p> <p>また、当該取消しについては、例えば、他市町村から、給付の有無に関する連絡等で転出を認識したときなどに取り消しを行えばよいのでしょうか。それとも、転出について定期的に確認を行い、積極的に取り消しを行う必要があるのでしょうか。</p>	<p>転出届の提出日を認定取消日としてください。</p> <p>転出届等で転出を認識したことを契機に認定取り消しを行うことを想定しています。その他、認定の取消については上記を参考としてください。</p>
	<p>妊婦給付認定を受け1回目の支給も受けた者が転出した際、取消はするが返金を求めないとなっていますが、1回目の支給後に支給要件を満たしてなかったことが判明した等の理由で、認定が誤りだった場合は取り消しする必要がある認識です。そのため、同じ支給後の取消処理でも返還金が発生する場合としない場合がありますが、子ども・子育て支援法の定めの中かで区別できる解釈でしょうか？それとも、各自治体の要綱で定める必要があるのでしょうか？</p>	<p>3月公布予定の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」において、以下の場合には取り消すことが出来る旨を定めることとしています。これらに該当する場合には、返金を求める必要があります。</p> <p>一 妊婦給付認定者が、正当な理由なしに、法第十条の五の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同条の規定による職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p> <p>二 妊婦給付認定者が法第十条の九第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。</p> <p>妊婦給付認定は妊娠ごとに行われるものであり、2回の支給が終われば追加的に講ずる措置はないため、実務上支給の終了後に取り消しを求めることは考えておりません。</p>
	<p>胎児の数を届け出て、給付金の振込まで完了した場合、妊婦支給認定は取り消さないといけないのか。→申請権利同様、2年後時効で自動消滅するという理解でいいのか。短期間で妊娠・流産等を繰り返した人などは重複認定のようにみえないか。</p>	<p>お見込みの通りです。</p>
	<p>1年度内に複数回妊娠が判明する場合がありますが、妊婦支援給付認定について回数制限はなく、1回の妊娠に対し認定・支給可能という認識でよろしいでしょうか。</p>	
	<p>1回目の給付を受けた妊婦が転出し、転出先で出産した場合、妊婦給付認定申請を行い、その後、胎児の数の届出を行う流れになっている。認定申請を行い、胎児の数の届出を行うこととなり、妊婦の負担が増えるため、他市町村で1回目の給付を受けている場合は、胎児の届出をもって、妊婦給付認定申請が行われたとみなすことは運用は可能か。</p>	<p>妊婦が転入した場合は、妊娠届を再度提出されるものと承知しており、また、出産した場合は出生届を提出するものと承知しています。妊婦給付認定の申請はしていただく必要があります。妊娠届と同時に妊婦給付認定申請が行える旨は省令案でお示ししている通りであり、様式も改めて正式にお示ししますので、それらの届出と合わせて申請していただくようお願いいたします。</p> <p>なお、胎児の数の届出と合せて妊婦給付認定申請を行うための様式を一つにすることは、市町村の任意であり差し支えありません。</p>

61	○	転出前の市町村において妊婦給付認定を受け、その後転出した場合、転入先の市町村は転入前の市町村における妊婦支援給付金の支給の有無のみならず、妊婦給付認定の取り消しの有無を把握する必要があると考える。その場合どのように行うべきか。	転出により妊婦給付認定を取り消した妊婦が再度転入してきた際は、転入時に再度妊婦給付認定を申請してもらう必要がありますか。	お見込みの通りです。
62	○	転出先で改めて妊婦給付認定を行うケースにおいて、その申請が出生後となった場合の取扱如何。	妊娠届を他自治体で提出している転入者は、申請書様式の「3. 妊婦支援給付金の支給」でチェックされた項目に関わらず、全て前自治体への支給・申請状況の照会が必要ですか？それとも、例えば「 <input checked="" type="checkbox"/> 他の市町村で、1回目の支給（5万円）を受けていません」にチェックがあったとしても申告通りに受理し、前自治体への照会は不要ですか？	複数回転入・転出を繰り返した妊婦への運用については、各自治体のご判断で行われるものと承知しておりますが、法律においては、虚偽の報告等をした場合には条例により罰則を科すことが出来るとされており、そうしたことをお伝えした上で、正確な申告をしていただく必要があると考えられます。
64	○	出産時点で妊婦給付認定がなく、認定の申請前に他の市町村に転出している場合は転出元、転出先のどちらが申請を受けるのか。	転入者が認定申請した場合、転出前市町村へ対象者の面談有無の確認が必要か。	面談は支給条件でないため確認は不要です。
65	○	DV等により住民票所在地から住民票をおいたまま避難している場合の対応は如何。	DVを理由に避難している妊婦も、避難先の市町村では認定・支給はできないのでしょうか。	<p>子法第10条の9に基づき、妊婦支援給付金を受けようとする者は、住所地の市町村に対して申請を行うこととされていますので、申請の相談があった際には、郵送やインターネット等を通じて申請を案内するなど、当該者の状況に十分配慮のうえ、適切に対応をしてください。</p> <p>なお、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）等の関係法令に基づき、住民票所在地市町村と避難先の市町村等が連携のうえ適切に対応をしてください。</p>
66	○	「面談は不要だが妊婦支援給付金は必要」という方については、面談をせずに妊婦支援給付金を支給することは可能か。	<p>対象者等には、どのような案内をすることを想定するのか（書かない窓口との逆行もある状況下）。</p> <p>例えば、対象者への案内としては、「対象者：日本国内に住所を有する妊婦」、「支給方法：2回にわけて、対応する。①妊娠届を区役所で交付を受けた方に申請をご案内します（Logoフォームの電子）②新生児訪問を受けた方に申請をご案内します（Logoフォームの電子）※国により、対面の面談と経済的支援を一体的実施を求められたことによる。」として「支給要件」ではなく「支給方法」での提示なら構わないのか。</p> <p>区で定める要綱等で、面談・訪問を実施しない場合は給付対象外とするなど、面談要件を設けても良いか。</p>	<p>出産予定日8週間前の日以降に申請できる環境が整えられている限りにおいて（実質的に新生児訪問を受けることが支給の要件となっていないければ）、問題ありません。</p> <p>法律を超える要件を設けることはできません。</p>
69	○	妊娠の届出がなく、また妊婦健診も未受診のまま流産している場合は妊婦給付認定ができるか。	<p>「妊婦の認定」をするために医師による心拍の確認が必要とのことだった。</p> <p>申請書案には受診医療機関名を記載する欄があったが、受診のみで心拍の確認までは至っていない場合もあるのではないかと懸念している。</p> <p>申請書に「医師による心拍確認済み等のチェック欄を設ける」ことや別の手段で、心拍の確認ができていないことを担保するべきではないか。</p> <p>出産後の「胎児の届け出」にあたり、すでに流産・死産された方は、「流産・死産がわかる公的書類」の提出はどれくらい強制力があるのか。</p> <p>公的書類の取得にもお金がかかるため聞いた次第である。</p>	<p>申請書においては、「妊婦支援給付金を申請する資格があること」の申告はいただく予定であり、ご懸念の点はこの申告文によって担保していると考えます。</p> <p>妊娠届が提出されており妊娠の事実が確認されている場合は、胎児の数の届出において、基本的には申告された数によってお支払いいただくことを想定しており、流産・死産・人工妊娠中絶された場合も同様です。ただし、疑義がある場合には、本人に同意を</p>

				<p>とった上で、医療機関に照会していただきますようお願いいたします。</p> <p>また、妊娠届が未提出のまま流産・人工妊娠中絶に至った場合は、医療機関において発行された診断書を提出していただくことを想定しています。</p> <p>なお、死産の場合は、死産証書及び死産届により妊娠していた事実があったと判断できるものと考えます。</p>
			エコー写真に心拍の記載があれば胎児心拍の確認書類と認めてよろしいか。	妊婦給付申請の受付は、基本的には妊娠届の提出に併せて行っていただき、特段エコー写真等の確認を行っていただくことは想定していません。
			妊娠届出前に流産をした場合も、医師の診断書等があれば妊婦給付認定ができるとされていますが、診断書等の等とはどのようなものと考えられていますか。産婦人科医療機関への周知はされますか。	産科医療機関には、日本医師会、日本産婦人科医会、日本産科婦人科学会を通じて周知しております。診断書等の等は、診断書以外の医師が証した書類を想定しており、市町村が独自に作成した様式に医師がサインしたものでも差し支えありません。
			妊娠の届出がなく、産科医療機関で妊娠の確認をしないまま死産している場合（胎児心拍を確認せずに12週相当以降の出産をした場合）の給付額はどうか。死産と取り扱いができる週数と見なして5万円×2としてよいか。	妊娠12週以降の死産は対象となります。 医療機関において心拍の確認が行われないうまま12週未満で流産した場合には、妊娠の事実が確認できず、給付はできないものと考えられます。
			妊娠の届出がなく、また、妊婦健診も未受診のまま死産した場合は、妊婦給付認定ができるか。（71で、妊娠の定義は胎児心拍が確認できた場合とあるが・・・）	
			妊娠届出時に心拍を確認できていなかったが、その後流産した場合、心拍確認後の流産かどうかの判断は自己申告で良いか、届出前流産と同様の診断書が必要か。	医療機関等を受診しておらず、12週未満の流産であり、かつ心拍確認が出来ていない場合には、妊娠の事実が確認できないため支給できません。 診断書が必要な場合は、妊娠届が提出されないまま12週未満で流産した場合であって、医療機関において心拍がすでに確認されている場合になります。 なお、産科医療機関に対しては、改めて、胎児心拍を確認した後に妊娠届と妊婦給付認定申請を行うことになる旨を説明しており、文書により協力依頼を通知しています。
			母子手帳交付前の流産等について、「医師の胎児心拍の確認及び妊娠していた胎児の数を証明する診断書等」により給付が可能とのことだが、この「診断書等」とは診断書の他どのようなものを想定しているか。医療機関で任意の様式により証明することは負担であると考えられるが、統一した証明書様式や任意の場合でも記載例を示すなどの対応はあるか。 なお、診断書の場合は診断書料が発生し、妊娠していた方の負担となることも考えられるが、見解は如何か。	証明書のひな型については今後お示しする予定ですが、市町村が独自に作成した様式に医師がサインをしていただく運用でも問題ありません。 診断書料への補助は想定していません。
			妊婦が流産・死産になってしまわれた場合、支払いの事務手続きをする際の確認方法について教えてください。	
			診断書料は妊婦本人負担の想定でしょうか？	
妊娠の事実確認関係				
70	○	市販の妊娠判定薬で陽性反応が出た場合も妊娠の届出を行うことができるが、このように産科医療機関を受診する前の段階で、妊婦支援給付金の認定の申請があった場合にも認定してよいか。	<p>妊娠の事実確認について、助産所にて助産師が胎児心拍を確認した場合も妊婦支援給付申請の認定をしてよいか。</p> <p>「医師による胎児心拍の確認をもって『妊娠』とするため、医師の診断が必要」とあったが、助産師の診断も認定可能なのか。助産師の診断は不可の場合は、改めて医師の診断が必要か。</p>	<p>差し支えありません。</p> <p>胎児心拍の事実確認が行われれば助産師の確認でも差し支えありませんが、診断書等を公的機関等に証明する場合は医師が証する必要があると考えます。</p>
71	○	妊娠の事実を確認した場合に認定とあるが、妊娠の定義は如何なるものか。	<p>新たに妊娠の診断日を申告させるのか、もしくは医療機関受診日で読み替えてよいか。</p> <p>5～6週で出産予定日の確定に至っていても心拍が確認できれば、給付金の対象であるとの解釈で間違いはないか。</p> <p>5～6週だと次の受診で確定、母子健康手帳を取りに行くように指導する医療機関や5～6週で</p>	<p>医療機関受診日で読み替えて構いません。</p> <p>胎児心拍が確認されれば妊婦給付認定を申請することが可能です。</p>

			心拍確認できたことだけを伝える医療機関など対応が異なる。「7週以降」など週数の目安を示してもらえないか。	
			妊娠中の海外からの転入について、妊娠の証明がエコー写真のみの場合は、偽造等の恐れがあるため一度日本の病院で受診し、妊娠の証明を受ける必要があるか。	日本で分娩を行う予定であれば妊娠届の提出により日本の産科医療機関が記載されると認識しています。当該医療機関において妊娠の事実が確認されたのち、妊婦給付申請を受け付けてください。
			子宮外妊娠で心拍確認できるギリギリまで待つ手術すれば給付金の対象になるのか。	異所性妊娠は給付対象外です。
			現在も産科医療機関などとの連携を行っているが、患者情報の照会について個人情報保護の観点より、照会不可の医療機関が複数ある。その場合は、妊婦へ診断書の交付を求めることとなるが、発行手数料がかかるため妊婦本人が同意しなかった場合は、支給不可の判断でよいか。	基本的には、妊婦1人1人について医療機関へ妊娠の事実を照会することまでは想定されませんが、妊娠に疑義がある場合であって、医療機関への照会の合意がとれず、妊娠の事実が確認できない場合には、その時点において認定及び支給はできないものと考えられます。 ただし、出産した事実が確認され、時効までに妊婦給付認定の申請と胎児の数の届出があった場合には、支給する必要があります。
			母子保健法では母子手帳交付時、心拍の確認は必要はありません。母子健康手帳交付後に心拍が確認された場合は、医師の診断書等ではなく本人の自己申告での心拍確認でも交付金の支払いは可能か。	母子健康手帳の経過等を確認の上、医療機関において胎児心拍の確認が済んでいるものと考えられる場合には、自己申告で支給していただいて構いません。 なお、産科医療機関に対しては、改めて、胎児心拍を確認した後に妊娠届と妊婦給付認定申請を行うことになる旨を説明しており、文書により協力依頼を通知しています。
73	○	人工妊娠中絶及び流産した場合の胎児の数の届出の証拠書類は当該者に求めるのか。	人工妊娠中絶及び流産した場合の胎児の数は、妊娠届出での胎児数の確認で、2回目給付も対象としてよいか。 中絶および流産の場合は胎児の数の届出が必要で、それに添付資料をつける必要はない、という解釈でよろしいか。 胎児の数も確認されたうえで妊娠の届出により母子健康手帳が交付されているというのは、どのような確認方法を想定しているのか。 中絶を選択した人に給付金を支給するのは倫理的にどうなのかと医師から指摘があったが、関係機関への説明としてどのように対応したらよいか。	お見込みの通りです。 例えば、母子健康手帳を所持しているかを確認することが考えられます。 子法上、妊婦に対して支給するものであり、たとえ人工妊娠中絶を選択するにしても妊婦であることに変わりはなく、支給をしていただく必要があります。 また、人工妊娠中絶をされた方にサポートが必要な場合も想定されます。人工妊娠中絶に至った事情等を踏まえ、必要な場合には、相談窓口やピアサポートを案内するなど、きめ細やかな配慮をした面談を実施していただくことが重要です。
			「母子健康手帳の提示により」とあるが、具体的はどのページを確認するのか。 また、コピーを証明としてとるなどの対応が必要になるか。「流産がわかった日」の確認をどのような方法で行う想定か？（医師の記入欄を指定する、または、証明書の様式を例示するなど）	妊娠届の提出を受けており、本人が母子健康手帳を所持しており、妊娠した事実が診察の記録等から確認できている状況で、流産した旨の申告がある場合には、医療機関を受診した事実を本人から聴取した上で、胎児の数の届出に基づき、支給していただいて構いません。
			人工妊娠中絶及び流産した場合の胎児の数の届出の証拠書類についての質問です。母子健康手帳の「出産の状態」の「出産時の児の状態」「証明」の項目がありますが、死産流産の場合はこちらに何らかの記載（○が付くなど）があることが一般的と考えてよろしいでしょうか。また、このページで証明が確認できない場合の、根拠書類の名称等をお示し願います。	
74	○	死産の場合の胎児の数の届出は死産届による確認でよいか。	①行政が保有している交付の事実をもって確認したとしてよいか。または、②母子健康手帳の写真や写しなどの提示を求めて確認してもよいか。もしくは、③届出者に母子健康手帳の現物の提示を求め、確認するのか。	母子健康手帳の確認のみで支給していただいて構いません。
75	○	多胎妊娠であった者が単胎で出産された場合には、多胎の数が支給の対象となるか。	「多胎妊娠であった者が単胎で出産された場合には、多胎の数が支給の対象となる」とありますが、「多胎妊娠」であった時点は、胎児の数の届出が可能となる「出産予定日の8週間前」以降である必要がありますか。妊娠初期に多胎妊娠から単胎妊娠となった場合の胎児の数の届出は、「単胎」となりますか。 バニシングツインについても、流産・死産の対応と同様の取扱いと考えて良いか。その場合、届	多胎として心拍確認がされた場合にあっては、胎児の数は多胎となります。 胎児心拍が確認されれば流産等と同様の取扱いとして差し支えありません。この取り

			<p>出のタイミングによって、振込が3回となることもあり得るが補助対象で良いか。</p> <p>胎児の数の届け出時期については、「出産予定日の8週間前以降」と記載があります。しかし、届け出の際の「胎児の数」の時点については明記がありませんが、届け出時期と同時期でしょうか？</p> <p>妊娠届出時点では双胎で胎児心拍が確認できたが、出産予定日の8週間前に流産により単胎となった場合、流産した胎児にかかる届出は流産した日以降に、出産予定の胎児にかかる届出は出産予定日の8週間以降に、それぞれ届け出ることができるということで良いか。</p>	<p>扱いは、届出のタイミングによって変わるものではありません。</p> <p>胎児の数の届出時点は、妊娠期間中のいずれかにおいて、心拍が確認された胎児の数になります。</p> <p>お見込みの通りです。</p>
妊婦支援給付対象範囲				
77	●	<p>令和7年3月31日までに妊娠の届出を受け、出産応援ギフトを支給し、令和7年4月1日以降に出産した場合の子育て応援ギフトの取扱如何。</p>	<p>令和7年4月1日時点で妊娠しており妊娠届出済及び出産応援金（出産応援ギフト）支給済みの妊婦が、令和7年4月1日以降に2回目の妊婦のための支援給付を行う場合は、妊婦給付認定申請しているとみなして胎児の数の届出でよいのか。</p> <p>令和7年3月31日までに妊娠し出産応援ギフトを支給し、令和7年4月1日以降に出産した場合は、新制度での給付になるが、その場合は「妊婦給付認定申請」をし、認定を受ける必要があるのか。あるいは「胎児の数の届出」のみで支給することになるのか。</p> <p>令和7年4月1日に出産した場合は、子育て応援ギフトの支給対象なのか妊婦支援給付金の支給対象なのか。</p> <p>原発避難者で住民票はA市でB市に居住している者かつ、R6年度にB市に妊娠届出を行ったものが、R7年度も継続して妊娠していて出産ギフト申請を行う場合は、妊婦のための支援給付となるためR7.4月以降に住民票のあるA市へ申請する必要があるか。</p>	<p>令和7年4月1日以降に2回目の給付を受けようとする場合には、妊婦給付認定と胎児の数の届出の双方を行っていただく必要があります。妊婦給付認定の申請に必要な情報は、基本的には妊娠届により確認が可能であるため、書類の再度の提出は不要ですが、「妊婦支援給付金を受給する資格を有することと受給を希望すること」の申告のみご本人から電話等でいただく必要があります。</p> <p>原発避難者以外の方の場合には、お見込みの通りです。 原発避難者については、原発避難者特例法の規定により、住民票所在地ではない現在居住している市町村から給付及び伴走型相談支援を受けることとなります。</p>
78	○	<p>令和7年3月31日までに妊娠の届出及び出産応援ギフトの申請があったが、出産応援ギフトを支給していない場合、令和7年度に入り法定給付の対象となるのか。また、妊婦給付認定申請はどのように案内をする想定か。</p>	<p>令和7年3月31日までに妊娠届出をされ母子健康手帳交付をし、出産応援給付金の申請（給付）を令和7年4月1日以降にされる方の場合について。妊婦給付認定申請と胎児の数の届出は、1枚の様式に盛り込み市独自で作成の上、新生児訪問時に案内してよいか。 「妊婦給付認定申請」にある裏面3.妊婦支援給付金の支給を「2回目を希望します」のチェック欄を設けるなどで様式を兼ねてよいか。</p> <p>当市は窓口で母子健康手帳交付時、出産応援給付金は出産までに電子か紙で申請いただくようアナウンスしており、出産応援給付金の未申請者が3割ほど発生している点から確認したい。 R7.4/1から妊婦給付認定申請求めること、認定は必須でしょうか。R6年度に母子健康手帳交付した方は出産応援給付金の申請様式が渡っており、個別通知は難しい状況です。出産応援給付金の申請を妊婦給付認定申請書に読み替えて受付でもよいか。出産応援給付金の未申請者の移行期間の対応について具体的にお示しいただきたい。</p> <p>妊娠の届出時に面談を実施して出産応援給付金の申請書を手交しているが、ほとんどの申請書は後日郵送で提出されている。よって、令和7年4月1日以降に、令和6年度中に手交した出産応援給付金の申請書が郵送で提出されることが想定されるが、令和7年4月1日以降に受理する出産応援給付金の申請書を、妊婦給付認定申請書と読み替えて受理することは可能か。</p> <p>令和7年3月31日以前に出産応援ギフトの申請を行った申請者が、4月1日以降ギフトの支給決定前に妊婦のための支援給付に変更したいと申し出た場合、支給決定前であれば出産応援ギフトの申請取り下げを認め、妊婦のための支援給付への申請に基づき給付を認めることは可能か。</p> <p>令和7年3月31日以前にギフトの申請を行った方が、ギフトの支給決定前に現金給付を希望し、ギフトの申請を取り下げ、改めて4/1以降に現金給付の申請を行うことは可能か。（当区では令和6年度では現金給付を行っていない）</p> <p>「令和7年4月1日より制度が変わる旨の周知をお願い」とあるが、具体的な周知開始時期と周知内容を例示されたい。なお、当区では以下のとおり対応することを検討しているが問題ないか。令和7年2月下旬以降、妊娠届出時における「出産・子育て応援事業」の説明にあたって、申</p>	<p>問題ありません。</p> <p>妊婦給付認定は法定事業であり、出産応援給付金とはその事業の性質がことなることから、読み替えて申請を受け付ける等の取扱いはできません。 妊婦給付認定の申請は、基本的には妊娠届の提出によって代えることが可能ですが、「妊婦支援給付金を受給する資格を有することと受給を希望すること」の申告のみご本人から電話等でいただく必要があります。 既に配布してある、出産応援給付金の申請書が届いた際には、電話等により、上記についてのご本人の意思の確認をしていただく必要があります。</p> <p>令和7年4月1日時点で妊婦であれば可能です。</p> <p>周知用のチラシを作成中であり、追ってお示しします。 なお、お示しいただいている対応で問題はありません。</p>

		<p>請のタイミングによって制度が変わる旨（4/1以降の申請の場合は現金給付が可能であること）を追加で説明する。このことにより、妊婦の希望により現金とギフトを選択できるようにする”</p> <p>R7/3/31までに妊娠届を提出し、4/1以降に申請を行う方②出産応援ギフトについて現行の制度で、出産後の給付金については新制度で受け取る方（つまり、3/31以前に妊娠届かつ出産応援ギフトの申請を行い、4/1以降に出産した方）のこの2パターンについては、妊娠届とは別のタイミングで「認定の申請」の必要があると思いますが、この申請においてR7.3.31以前に提出してある妊娠届の記載事項を省略する（当該妊娠届を申請の一部とみなす）ことは可能なのでしょうか。また、可能な場合、条件があれば教えてください。</p> <p>令和6年度中の妊娠に係る経過措置の対応について、Q&Aにおいては、6年度中に出産応援ギフトの申請が「あった場合」＝旧制度 「なかった場合」＝新制度 といった整理かと思われます。他方で、子法上において欄外の規定があり、要約すると「施行日前に出産子育て応援交付金による支給を受けた場合は妊婦支援給付から5万円を減じて支給する」と解釈されます。Q&Aにおいては法施行日以降に出産子育て応援交付金（出産応援ギフト）を支給する場合が想定されている一方で、法附則上で想定されていない（＝差し引きして妊婦支援給付を支給する規定がない）ように思えるのですが、こういった整理でしょうか。また、子法上の「支給を受けた」の解釈としては、「支払日（＝申請者目線での支給を受けた日）」という認識でよいでしょうか。仮に是とする場合、以下の場合にも相殺が出来ないように思われますがいかがでしょうか。 （例）R7.3.20 出産応援ギフト申請、同日支給決定 → （出納整理期間中）当該出産応援ギフト支給 →R7未明 胎児の数の届出&妊婦支援給付支給決定</p> <p>冒頭の「令和7年3月31日までに出産応援ギフトの申請を受理している方に～」における受理の日付の考え方は以下のどれに当てはまりますか。 ①申請書を初めて受付した日（不備等の有無は関係なく、あくまで申請書を初めて受け付けた日） ②申請書に不備等がなく、処理ができる状態で受けた付けた日（不備等があり、その修正の対応に日数がかかった場合は、不備等が解消された日） ③申請書を受付後、審査等を経て支給の決定がされた日</p>	<p>妊婦給付認定の申請に必要な情報は、妊娠届によって確認することが可能ですので、「妊婦支援給付金を受給する資格を有することと受給を希望すること」の申告のみご本人から電話等でいただく形での申請受付が可能です。</p> <p>令和7年4月1日以降に出産・子育て応援ギフトの対象となるのは、あくまで令和7年3月31日までに出産した者であり、令和7年4月1日以降に出産した者は、令和7年4月1日時点で妊娠している者であることから、すべからく妊婦支援給付金の支給の対象者となります。</p> <p>②を想定しています。</p>
79	●	<p>令和7年3月31日までに妊娠し、出産応援ギフトを支給したが、4月1日以降に流産した場合、2回目の給付として、妊婦支援給付金を支給することは可能か。</p> <p>令和7年4月1日より前に妊娠し、出産応援ギフトの支給を受けた妊婦が、令和7年4月1日より前に流産をした者は、妊婦支援給付金の支給はされないという理解でよろしいか。また、何を根拠に「流産した日」を判定するか。医療機関にて処置した日などがわかる書類の提出を求める必要があるか。</p> <p>令和6年度中に妊娠届を出したものの、令和7年3月31日までに流産・死産等した方で、出産応援ギフトを令和7年3月までに申請しておらず、令和7年4月1日以降に申請した場合は、妊婦支援給付金の対象ではなく、経過措置（出産応援ギフトの支給）の対象となるのでしょうか。なお、現行制度では、流産等された方は出産予定日までに申請すればよく、やむを得ない事情がない場合でも出産予定日より前に申請すれば支給可能でしょうか。</p> <p>一方で、令和6年度中に妊娠届を出し、令和7年4月1日以降に流産・死産・中絶した方で、令和7年3月までに出産応援ギフトを申請していなかった場合は、妊婦支援給付金の認定申請後、妊娠に基づく給付金（5万円）及び胎児の数の届出による胎児の数×5万円の対象となるということでもよろしいでしょうか。</p> <p>R7.3以前に妊娠届出かつ流産・死産となり、ギフト未申請だったため4月に申請する場合、ギフトと支援給付のどちらが対象か。また申請期限はいつまでと考えればよいか。</p> <p>R7.3以前に妊娠届出し、面談を受けないまま4月以降に出産または流産・死産した場合、支援給</p>	<p>令和7年4月1日時点で妊娠していないため、妊婦支援給付金の対象となりません。流産した日の確定については、医療機関により流産が確認された日の申告を求め、疑義がある場合には、医療機関に問い合わせをお願いいたします。</p> <p>令和7年4月1日時点で妊娠していない方は、妊婦支援給付金の対象となりません。令和6年度中に妊娠・出産又は流産等した方で、出産応援ギフトを未申請の方は、経過措置として、出産応援ギフトの支給対象となります。</p> <p>令和7年4月1日時点で妊娠されている方は令和6年度中に妊娠届出をされている方であっても新制度の対象となります（既に出産応援ギフトを申請されている方については、胎児の数の届出に対応する給付のみ受けられます）。</p> <p>申請はそれぞれ時効が完成する前に行っていただく必要があります。時効は申請が可能となった日から2年です。</p>

		付（妊娠中の分）は申請可能か。	
		示されているケースについて、3/31までに流産した場合は子育て応援ギフトの対象外という解釈で良いか。（単体児の場合に妊婦が受取る総額は子育て応援ギフトの5万円）	
		R7年3月20日に心拍を確認したが、同年3月30日の診察で流産と診断され、同年4月1日に流産の処置を受けた場合は、妊婦給付金の対象となるのか（流産と診断された日が基準日となるのか）。	令和7年4月1日時点で妊娠はされていない事例ですので、妊婦支援給付金の対象とはなりません。
		流産日の基準はあるか。 流産を証明する書類は必要か。必要な場合の書類は費用が発生するか。	流産日は本人の申告で認定することを基本としますが、疑義がある場合には、医療機関に問い合わせをお願いします。
		流産・死産してしまった方の対応について、死産届といった証明書等で妊娠終了日が確認できる場合を除き、自然流産等は、本人からの申し出（妊娠終了日）により、ギフトか給付金かを判断すればよいのか？	
		流産をした日をどのように確認することを想定しているのか。本人の自己申告であった場合、流産等をした事実発生日を申し出させるのか。	
		出産応援ギフトの遡及分でも同様だったが、流産となった後に転出してしまうと、転入された側の自治体では妊娠していたことが把握できない（例：R7年3月妊娠届出→R7年4月流産→R7年5月他市へ転出）。転出前自治体も本人からの申告がなければ把握できないので、100%把握することは難しい。本件に該当する転出・転入者への対応をどのように想定しているのか。	本人からの申告がなければ流産された方の把握ができないことは承知しておりますが、転入者への制度の案内など周知広報をお願いいたします。 流産となった場合であっても、胎児心拍の確認は医療機関において行われていると考えられるため、転入前に交付された母子健康手帳や記載のある医療機関に問い合わせる等により事実確認を行い、支給をお願いいたします。
80	○	令和6年度に妊娠の届出をし、出産応援ギフトが支給された妊婦が、令和7年3月31日以前に住民票を除票して海外に転出し、令和7年4月1日以降に海外で出産した後に帰国した場合、帰国後に胎児の数の届出を行うことにより妊婦支援給付金の2回目の支給対象となるか。	(1) 令和7年4月1日以降に妊娠している期間があり、その妊娠期間中に日本に住民票を有している場合で、時効を迎える前に認定申請及び胎児の数の届出をした場合は、妊婦支援給付の妊娠に基づく給付（5万円）及び胎児の数×5万円の給付の対象となるという認識でよろしいでしょうか。一方で、令和7年4月1日以降に妊娠している期間があったとしても、その妊娠期間中に日本に住民票がない方（出産後に海外から日本に転入した方）は妊婦支援給付の対象外という理解でよろしいでしょうか。 (2) また、流産・死産・中絶等された方についても上記(1)のとおり考え方になりますでしょうか。日本に住民票がない方で令和7年4月1日以降に妊娠した時期があったものの、海外から日本へ転入する前に流産等された方は対象外ということでしょうか。
		子育て応援給付金では、申請可能な期間内に初めて入国した児童を養育する者（例えば生後4か月で初めて入国した外国籍の母児）は給付の対象となっていたが、妊婦支援給付金は、出産後（2回目）についても、「新制度施行後において、妊娠期間中に日本国内に住所を有すること」が条件となるため当該事例では給付不可という認識でよいのか。	お見込みの通りです。
		海外での出産の場合、2年の時効間際の申請の可能性も高いと思われるが、起算日（胎児心拍が確認された日や流産等をしたことが医療機関において確認された日）は自己申告で良いのか。	時効の起算点についても、基本的には自己申告ですが、疑義がある場合には、診察を受けた医療機関に対して診療記録を確認する等により確認してください。
		令和7年4月1日以降、妊婦であって日本国内に住所を有する期間がない場合、妊婦給付認定をすることができないとある。 では、例えば妊娠期間中ずっと海外に住民票があり、海外で出産後すぐに国内に転入して住民票をおいた場合は以下のパターンの理解で合っているか。 ・パターン①：子が令和7年3月31日以前生まれであれば、子育て応援金の対象。 ・パターン②：子が令和7年4月1日以降生まれであれば、妊婦のための支援給付（2回目）とはならない。	パターン①は、国内に住民票を置いて子の養育を行うものと面談を実施すれば子育て応援ギフトの対象。 パターン②は、施行日以降に妊婦の住民票がないため認定できないことから対象外。
81	○	令和6年度に妊娠の届出をし、出産応援ギフトが支給された妊婦が、住民票を除票せず、令和7年4月1日以降に海外にて出産し、子は海外に残したまま、産婦のみ帰国した場合は、妊婦支援給	対象になります。申請期限は、出産予定日であった日の8週間前の日から2年間になります。

		<p>婦が、令和7年4月1日以降に住民票を除票して海外に転出し、海外で出産した後に帰国した場合、帰国後に胎児の数の届出を行うことにより妊婦支援給付金の2回目の支給対象となるか。</p>	<p>付金の2回目の支給対象となるか。また、申請期限はいつまでになるか。</p> <p>外国籍の妊婦が、住民票をおいたまま里帰りし海外で出産後、子供を国においたまま、妊婦だけ帰国し、日本で出生届がなく出生の確認ができない場合でも、胎児の数の届出をすれば支給されるか。</p>	<p>基本的には自己申告による運用を想定していますが、令和7年4月以降の期間において妊婦であることの確認が母子健康手帳等によりできない場合には、海外における診療記録や戸籍証明等、何かしらの方法で確認をお願いいたします。確認が出来ない場合は認定できないため支給できません。</p> <p>流産等について海外で発行された医療証明書等では、その真正性が必ずしも確認できない場合、例えば住所地において当該医療機関の存在が確認できない、メール等で当該医療機関に問い合わせが出来ない場合等には、認定そのものが出来ないため支給できません。</p>
経過措置関係				
85	○	<p>令和7年3月31日までに出生している方に対する令和7年度以降の給付（いわゆる経過措置）の経費を引き続き検討しているとのことだが、確定された場合の交付申請については、令和6年度にするのではなく、経過措置分の交付要綱が別途定められ、当該交付要綱に基づき令和7年度に国へ交付申請するということが良いか。</p>	<p>R6年4月2日～R7年3月31日に産まれた児童について、やむを得ない特別な事情により、R8年3月中旬に申請があった場合、R8年4月以降に支給することになる。さらに本市ではデジタル地域通貨を導入しており、デジタル地域通貨で支給した場合、有効期限が1年のため、対象者が実際に使用した金額が確定するのはR9年4月以降になるが、補助金の扱いはどうなるのか。</p>	<p>出産・子育て応援交付金は、令和7年3月31日までに出生された方で令和6年度中に面談等ができず支給していない方に対して、令和7年度に入り支給した場合に、その対象経費を令和7年度の交付要綱に基づき市町村に交付するものです。また、実施要綱に定めるとおり、令和8年3月31日以降は支給の申請ができません。市町村が令和8年度予算で支給した経費については、国は補助できませんので、対象者に早期に使用していただくための措置を検討してください。</p>
87	○	<p>令和6年度までに出産したこともに関する子育て応援ギフトを、令和7年度に出産・子育て応援交付金として支給することになった場合の市町村の予算措置はどうなるのか。</p>	<p>令和7年度の経過措置に係る経費については、令和7年度に交付申請することになると思うが、自治体の予算としては、令和7年度当初予算ではなく、令和6年度の予算を令和7年に繰り越して対応しても良いか。</p>	<p>自治体の歳入歳出予算について、令和6年度予算を繰り越すか、令和7年度当初予算により措置するかは自治体においてご判断ください。なお、令和7年度交付申請に係る国費分については、令和6年度の執行残額を令和7年度に繰り越すことを検討しています。</p>
その他法定事項・府令・政令				
90	○	<p>妊婦支援給付金の申請や支給期限はいつまでか。</p>	<p>1回目の給付は、受診により妊娠が確定した日を起算日とするが、時効終了間際の申請等で本人の記憶が曖昧であっても、本人の申告をもって起算日を決定し、疑義がある場合は医療機関に照会する対応でいいか。</p> <p>R7年3月31日以前に妊娠届出をした妊婦（出産予定日はR7年4月1日以降）が、R7年4月1日以降に妊婦給付認定の申請を行う場合の申請期限についてご教示ください。</p> <p>妊婦給付認定申請はしたが、胎児の届出をしない方に対し、支給期限内に通知等をし、勧奨する必要があるのか。</p> <p>権利の行使ができる時として、「胎児の数の届出については、出産予定日の8週間前とする方向」とあるが、これ以前に出産している場合も支給期限は上記内容が起算日となるのか。又は、出産日が起算日となるのか。</p>	<p>お見込みの通りです。</p> <p>時効の起算点を妊婦給付認定の申請が出来るようになった日と考えて、令和7年4月1日からの2年間になります。</p> <p>胎児の数の届出をしない理由については、単に失念している人の他、流産等をしてしまった場合も考えられるところです。それらも踏まえつつ、伴走型相談支援等により把握できる妊婦の個別事情等を踏まえ自治体のご判断においてご対応ください。</p> <p>省令において出産予定日8週間前の日よりも前に出産した場合には、その日から胎児の数の届出が出来るよう規定いたします。このため、ご質問の場合には出産日が起算日となります。</p>

		<p>時効起算日が心拍確認日とあるが、妊娠届出等では心拍確認を必須としていないことから母子手帳交付日または妊娠届出日と読み替えることは可能か。</p>	<p>時効起算日を母子保健手帳交付日又は妊娠届出日と読み替えることはできません。妊婦給付認定の申請に当たっては、妊娠届に必要な事項に併せて「妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについて認定を申請する」とされており、心拍確認により妊婦であることが確認できない限り「資格を有することについての認定」が出来ないと考えられますので、心拍確認の後に申請を求めてください。</p> <p>なお、産科医療機関に対しては、改めて、胎児心拍を確認した後に妊娠届と妊婦給付認定申請を行うことになる旨を説明しており、文書により協力依頼を通知しています。</p>	
		<p>出産予定日は本人の申し出によるものでよろしいですか。</p> <p>81のように令和7年4月1日以降、住民票を除票し海外へ転出し、出産後に帰国した方は出産日の8週間前から起算し、2年以内に申請があった場合支給してよいという認識でよろしいでしょうか。出産日から起算し2年以内に申請でもよろしいでしょうか。</p>	<p>出産予定日は基本的には医療機関において告知されたものを母子健康手帳に記載したものと想定しています。海外での出産等にかかる取扱いについては、これまで上記で説明した通りです。</p>	
		<p>出産後に妊婦支援給付金の2回目の案内をする場合、時効の起算日である出産予定日の8週間前とずれるがやむを得ないということで良いか。</p>	<p>時効の起算点は、「届出が可能になった日」ですので、あくまで省令において定められた日である出産予定日の8週間前の日以降であれば、届出を提出でき、かつ受け付ける必要があるものと考えています。</p>	
		<p>2回目の届け出については産後でも問題ないのでしょうか？</p>	<p>出産予定日の8週間前の日は届出が可能開始日ですので、産後の届出でも問題ありません。</p>	
		<p>QA90において、妊婦給付認定申請の期限は「医療機関で胎児心拍が確認された日」と示されていますが、一般的に広く普及・認知されており、かつ本人が追加の費用負担をすることなく、市に提出することができる証明書類はないと思料します。</p> <p>一方で、全ての申請者の受診事実を市が各医療機関に確認することは実務上不可能であり、確認する・しないの不公平が生じることも避けたいと考えます。</p> <p>そこで、妊婦健診を受診した際に、医療機関が母子健康手帳に記入する「妊婦健診の初回受診日」の控え（画像データ）等を、妊娠の事実を証する根拠資料として取り扱い、すべての申請者に提出を求める運用とすることは可能でしょうか。</p> <p>この場合、認定申請期限の定め方として「初回の妊婦健康診査受診日より2年」と表記することになり、国資料が示す日（心拍確認日）とずれる場合もあり得ますが、問題ないでしょうか。</p>	<p>申請の在り方については、基本的には自己申告によるものと考えていますので、医療機関の証明書や母子健康手帳の写しの提出を求める運用は避けるべきと考えております。産科医療機関に対しては、改めて、胎児心拍を確認した後に妊娠届と妊婦給付認定申請を行うことになる旨を説明していますので、初回受診日が胎児心拍を確認した日となりますが、仮に初回の受診で胎児心拍が確認されていない場合は、妊婦給付認定申請を受けることが出来ないため、次の受診日が妊娠の事実確認日であり、時効の起算日として、以降2年間申請が可能となります。期限を表記する場合においては、「当該妊娠にかかる妊娠の事実が確認された日から2年間」としていただく必要があります。</p>	
		<p>出産・子育て応援ギフトでは、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情がある場合には、当該特別な事情がやんだ後3か月以内の申請することとされていたが、妊婦支援給付金では、やむを得ない特別な事情がある場合でも、申請期限は起算日から2年を経過するまでという考え方でよいか。</p>	<p>法令上規定していませんので、申請期限は起算日から2年が経過すれば時効が成立します。なお、甚大な災害の指定等により申請期限の猶予などを検討することは考えられません。</p>	
		<p>妊婦給付認定申請及び胎児の数の届け出の期限については、権利の行使ができる時を起算日として、「2年」とのことですが、本市では外国人対応（特にベトナム人）が多く、そもそも夫婦で来日されていても、「妻が口座を作っていない」、「妊娠後、すぐに帰国して自国で出産」というケースが多くあります。現状は委任状対応していますが、妊婦等支援給付は、国Q&A53～56のとおり委任状対応は認められないと解釈しています。</p> <p>また、来日されたばかりの人について、銀行側が犯罪利用を警戒してか、すぐに口座を作らせないというケースもあると仄聞しています。</p> <p>そういった場合についても、やはり権利行使できる時を起算日として2年の認識でよろしいですか。</p>	<p>お見込みの通りです。</p>	
91	○	妊婦給付認定のために対象者が市町村に提示する内容は何か。	<p>現在、妊娠届出時の面談と新生児訪問等（生後70日前後）の面談時に申請書の電子申請用の二次元コードを配付しており、申請画面はその二次元コードからのみアクセス可としているが、この運</p>	<p>省令において定めた期間において申請・届出が可能何らかの方法が担保されている必要があります。</p>

		また、申請書様式などの定めはないのか。	用（二次元コードの配布のタイミングやアクセス制限等）を継続して問題ないか。	
			給付認定申請にあたり、妊娠の届出と重複する事項については妊娠の届出に変えることができる とあるが、給付認定の様式に「当該自治体に提出した妊娠届の記載と同じ」というようなチェック 欄を設け、記載を簡略化することは差し支えないか。	問題ありません。
			胎児の数の届け出に加え、妊娠給付認定申請も必要となっているため、胎児の数の届け出の様式 に「妊娠届出日」「妊娠月数←（出産後なので【妊娠期間】と表現してよいか？それとも、この設問 は不要か？）」「妊娠届出日時点の住所地」「妊娠に関して診療を受けていた医療機関の情報」を追加 して、1枚の申請書としてよいか？	1枚の申請書とすることも差し支えありません。なお、出産又は死産・流産以降に、 申請書を提出する場合は、「妊娠月数」を「出産又は死産若しくは流産した日」と読み替 える規定とする予定です。
			妊娠届出日より口座情報等の申請日が遅くなる可能性がある。給付申請日＝妊娠届出日ではな く、給付申請日＝給付に必要な書類が全て揃った日という認識で良いか。また、6.胎児の数の届出 申請書＝標準化管理項目の「胎児の数の届出日」と「給付申請日」両方に該当するという認識で良 いか。	給付申請日は妊婦給付認定申請を行った日であり、上記でも示したとおり市町村が認 定にあたり不備等なく受理した日となります。また、胎児の数の届出によって支給する ことになるため、ご認識のとおりです。
			妊婦給付認定申請書及び胎児の数の届出書の提出について、紙媒体でなく LOGO フォームなどの 電子申請やインターネットサイト上での申請としても良いか。	問題ありません。
			現金給付を行う際の妊婦の口座情報について、妊婦のための支援給付認定申請時ではなく、面談 後の給付金の申請時に口座情報を記載させることは可能か。	妊婦のための支援給付については、子法第 10 条の 14 に基づき、「5 万円は妊婦給 付認定後遅滞なく」支払うこととされていることを踏まえ、基本的には申請時に口座情 報を取得していただくようお願いいたします。なお、妊婦支援給付金のうち、妊娠確認 後の 5 万円の給付に当たって必要なのは、妊婦給付認定の申請のみであり、「面談後の 給付金の申請」は不要です。
			出産後であって、胎児の数が出生届・住民基本台帳等で確認できる場合であっても、胎児の数の 届出は必要か。	法定の届出であるため必要です。
			国から、妊婦支給認定申請に関して、妊娠届け出にチェック欄を設けることで、妊婦支給認定申請の記載 を省略することができるがあるが、本町の妊娠届出には「診断した医師の氏名」「妊婦の職業」「妊娠届け出 日時点の住所地」等の記入欄を設けていない。その場合でも省略としてよいのか。 加工が可能かつ、現行の妊娠届出書で問題ない場合、妊婦給付認定書の太い黒枠のエリアを減らし、記入 項目を減らしたい。可能か。	母子保健法施行規則第 3 条第 5 号において、妊娠届出の記載事項は「医師又は助産師の診断 又は保健指導を受けたときは、その氏名」とされており、妊娠届出でご指摘のような事項を省 略している取扱いの是非について確認が必要だと思われます。
			先日申請書の様式（案）の送付があったが、給付を行うにあたり、不要と思われる項目（例：職 業など）については、市町村の判断で削除することは可能か。	省令規定事項を省略することは想定していません。なお、職業については妊娠届出で 求めていることから、同様に省令に規定するものです。
			様式について、国から示されている様式の内容が網羅されていれば、体裁を加工して大丈夫なの か。 例) 口座情報にゆうちよの口座用の欄を設けたい。 給付金の名称を独自のものにした場合（未定）、表記したい。	問題ありません。
92	○	虚偽の妊婦給付認定の申請を防止するため、どのような対策を講じるのか。	最後部に「医療機関への照会については、出産・子育て応援交付金事業から継続した対応を行え るように関係学会と協議を進める検討をしている」とありますが、今後、国から関係学会に向けて 当事業への協力依頼文書などが発出されるという認識でよろしいでしょうか。 （出産・子育て応援交付金事業開始当時には、令和 4 年 12 月 27 日付けで厚生労働省から日本医 師会・日本産婦人科医会・日本産婦人科学会に向けて「出産・子育て応援交付金事業への協力につ いて（依頼）」という文書が発出されています。） 「医療機関への照会については、出産・子育て応援交付金事業から継続した対応を行えるよう に関係学会と協議」のなかで、国から医療機関への発信で行っていただけないのか。地域の産科医療 機関との確認は、必要時に応じてで問題はないか。 「虚偽の妊婦給付認定の申請を防止するため」に「本人の同意がある場合には、申請書に記載の	「出産・子育て応援交付金事業への協力について（依頼）」に相当する文書について は、 日本医師会 、 日本産婦人科医会 、 日本産科婦人科学会 へ通知済みです。
				問題ありません。

			医療機関に照会を行う等」とあるが、本人の同意は妊娠届にチェック欄等を設けることで確認するものとして差し支えないか。	
			本人からの申請に疑義がある場合に、本人の同意があれば医療機関への照会を行うことができるとされているが、本人の同意が得られない場合にはどのように対応するのか。 第10条の5（報告等）の規定に基づき、同意を強要することはできないのではないか。	子子法第10条の5の規定に基づき調査をしたうえで、例えば、妊娠を証明できる書類等が確認できない場合には、基本的には認定ができないため、支給できないものと考えられます。
受給者同意のうえでの現金その他確実な支払方法以外の給付				
100	○	現金以外での支給を希望された際に後のトラブルを防ぐためにどのように同意をもらうべきか。	現金以外での支給を希望された際、「現金」・「現金以外」の選択肢とは別に、「クーポンでの支給に同意する」旨のチェックボックスを設ける必要があるか。「現金で受け取る」・「現金以外で受け取る。クーポンでの支給に同意する」の2択でどちらかを選択させる方法では不適切か。（前者の場合、「現金」を選択したにもかかわらず、「クーポンでの支給に同意する」にもチェックを入れてしまう人がいるのではないかという懸念があるため） 事情により本人名義の銀行口座を開設できない妊婦に対し、現金ではなくクーポンで受け取るより案内することは不適切か。それとも、窓口現金払ができるように、申請書に「窓口での現金支給を希望」という選択肢を設ける必要があるか。（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金と同様の取り扱い）	「現金で受け取る」・「現金以外で受け取る。クーポンでの支給に同意する」の2択でどちらかを選択させる方法については問題ありません。 現金で受け取る場合の選択肢はしっかりと明示した上で、例えば、「窓口現金払いよりも、クーポン支給であれば迅速な支給が可能」等の案内をすることは考えられます。ただし、本人が現金支給を希望した場合には対応する必要があります。
103	○	現金以外のクーポン等として出産・子育て応援給付金を支給した場合において、有効期限前に当該クーポン等の未使用分を現金に替えて支給することは可能か。	妊婦のための支援給付を現金以外のクーポン等で支給した者から、クーポンの未使用分を現金で受取りたい旨の希望があった場合、それを断ることは問題ないか。 令和6年度までの対象者に交付した出産・子育て応援交付金のクーポン等は5万円相当で出しているが、残額相当を現金に替えて支給できるということか。妊婦支援給付金をクーポン等で支給した場合も同様か。	妊婦支援給付金を給付した現金でもってクーポンを購入いただいた整理となるため、一度購入したものの取消については、そのクーポンを選択した際の契約次第かと思えます。 現金以外のクーポン等として支給した出産・子育て応援給付金の有効期限前の未使用分を、現金で支給することは差し支えありません。
その他				
104	○	妊婦給付認定後、振込先口座が解約されるなどしたため給付金を支給できず、かつ出国した等の事情により認定を受けた妊婦の居所が不明で連絡を一切取ることができない場合、請求書類の不備を理由に給付金の請求を却下してよいか。	外国人の妊婦が給付認定申請時にすでに帰国日直前であり、近日中に転出し妊婦本人名義の口座も解約予定である場合、給付金振込が口座解約日までに間に合わないことが想定されるが、その場合に給付認定申請を却下することは可能か。 請求書類の不備を理由に給付金の請求を却下していいとあるが、こちらの保管期限は申請期限と同様に2年か。	支払い方法が確認できないことをもって認定の却下等はできません。結果として口座の解約等により支給できない場合であっても、起算日から2年の間に支払いが可能となった場合には支払う必要があります。 時効の範囲内は支払えるよう書類等の保管をお願いいたします。
105	○	妊婦支援給付金に、市町村独自に上乗せで支給することは可能か。	現金支給とデジタルギフトの選択制では、市民は現金支給を選択する方が圧倒的に多く、デジタルギフトを選択する市民は少ないと想定される。 （現金支給とデジタルギフトを併用している当市自治体の近隣自治体では、現金：デジタル＝9：1の割合と聴いてる） 国の10/10補助により、デジタルギフトを選択した場合は、5万円+1万円＝6万円とするといったような上乗せ補助はできないか？ 上乗せ支給をしないかぎり、デジタルギフトによる支給は選択されず、導入する自治体は皆無であると想定されるがいかがか？ 現在府の方では、R7以降のクーポン支給について、業者から50,000円ポイントに5,000ポイント上乗せする案の提案を受けています。 この案について、現金給付かクーポン支給かを対象者に選んでもらった上でクーポン支給を選択されれば、あくまで選択オプションとしての整理かと存じますので問題ないかと存じます。	上乗せ補助は考えておりません。 問題ありません。

		<p>ただし、5,000円ポイントの上乗せにつきましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者負担であること ・業者から市町村への請求は50,000円であるが、実際には対象者には、55,000円分が支給されることとなります <p>上記の点が法定給付上問題ないのか御教示いただきたく存じます。</p>	
その他追加			
省令	<p>胎児の数の届出の際に届け出る事項について、当該妊娠に関して保健指導又は健康審査を受けている医療機関の情報を定めているがこの活用用途はどういったことを想定しているものか。また、電磁的に記録する必要があるか。</p>	<p>届出を受けた胎児の数に疑義等がある場合に、本人同意の上で照会することを想定しています。また、必ずしも電磁的記録は求めていません。</p>	
	<p>1) 内閣府令に定める「通知への記載事項」が網羅されていれば、書式（文字の配置や、記載事項以外の文言等）は問わない、という理解で良いでしょうか。</p> <p>2) 地域通貨アプリのお知らせ機能による通知（申請者が保存することはできない。かろうじてスクリーンショットなら可能）も、「メール等」に含むという認識で間違いありませんでしょうか。</p> <p>3) 送付以外に面談時などに支給日、金額を伝えることでも可能なか。事務効率化のために、市町村の判断にて、書面による通知を省略して差し支えないか。</p> <p>4) 面談時に胎児の数の届出書を受け取り、その場でクーポンを渡す形を想定しているが、その際、胎児の数の届出書にクーポンの受領サイン（署名・受領日）をもらうことで、支払い通知書に代えることは可能か。</p> <p>5) 出産子育て応援事業において、認定通知書や支払通知を振込をしたことで、実施したことになっている自治体が多数あります。妊婦に対する支援給付についても、通知を発行せず、振込をした事実で通知したことにもよいか。</p> <p>6) 支払通知書を送付するのは認定後なので、支払通知書またはギフトカードの支給をもって認定の通知をしたこととみなして差し支えないか。</p>	<p>(1) 書式は問いません。</p> <p>(2)～(6) 通知の在り方については、各自治体において検討していただいて差し支えありませんが、その場合においても後から照会を受けた際に、通知をした旨を確実に示せる必要はあるものと考えます。</p>	
	<p>妊婦給付認定申請時、【「妊婦のための支援給付を受ける資格を～申請」をすることについてのチェック欄を設けることで、妊娠の届出を妊婦給付認定申請書にかえることが出来る】とありますが、妊娠届出と妊婦給付認定申請を一体化せず、給付申請書は別様式で事務手続きをすすめるといった方法でも問題はありませんかでしょうか。</p> <p>妊娠届出書と妊婦給付認定と給付申請の全てを一体化すると、給付条件に満たない心拍確認前の妊婦に母子手帳や妊婦健診チケットの発行が出来かねるといった問題も生じることから、上記のように分けたいと考えています。ご回答のほど、よろしくお願いいたします</p>	<p>問題ありません。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦支援給付認定申請書及び胎児の数の届出の項目について、医療機関情報の住所・電話番号は必須でしょうか。医療機関名とある程度の住所（〇〇市）などの情報だけでも問題ないでしょうか。 ・妊娠届出に医療機関名の記載をしていただいているので、妊婦支援給付認定申請書及び胎児の数の届出の様式の医療機関情報の項目に、妊娠届と同じというチェック欄を設けるなどし、市民の方の手間を省くことは可能でしょうか。 	<p>妊婦給付認定の申請事項については、妊娠届とそろえています。</p> <p>胎児の数の届出については、胎児の数に疑義があった場合等に確認できるよう医療機関の情報を求めることとしていましたが、ご指摘を受けて、「医療機関の名称」のみとし、医療機関を特定するために必要な情報については、「その他市町村長が必要と認める事項」の中で、自治体において検討いただくこととします。</p> <p>妊娠届と同じというチェック欄を設けることで記載を省略することは可能です。</p>	
	<p>現行の出産・子育て応援ギフトについて、本市ではLogo フォームを利用した電子申請で受け付けており、100%に近い方がLogo フォームからの申請をしています。令和7年4月以降は、個人番号を届け出ただけのことになりますが、Logo フォームでは個人番号の取り扱いができないとのことで、対応を検討しているところです。Logo フォームでの申請受付を継続したいため、母子健康手帳の交付番号等で紐づける、以下の取り扱いは可能かをご教示願います。</p> <p>(妊婦のための支援給付1回目(妊娠届時))</p> <p>①妊娠届出書にチェック欄を設けて、妊婦給付認定申請を受ける。(→妊娠届出書には個人番号が記載さ</p>	<p>(妊婦のための支援給付1回目(妊娠届時))</p> <p>①可能です。</p> <p>②可能です。</p> <p>(妊婦のための支援給付2回目(胎児の数の届出))</p> <p>胎児の数の届出については、個人番号を求めないこととします。このため、お示しいただいた取扱いに問題はございません。</p>	

		<p>れる。届け出に基づき母子健康手帳を交付する。母子健康手帳には交付番号を記載する。)</p> <p>②振込口座を Logo フォームから登録してもらい、その口座に振り込む。(→Logo フォームに個人番号は入力せず、母子健康手帳交付番号、氏名、振込口座等を入力する。※母子健康手帳交付番号で妊娠届と紐づける。)</p> <p>(妊婦のための支援給付2回目(胎児の数の届出))</p> <p>①Logo フォームから、母子健康手帳交付番号、氏名、胎児の数、振込口座等を登録してもらい、その口座に振り込む。(→Logo フォームに個人番号は入力せず、母子手帳交付番号、氏名で1回目の支援給付と紐づけて確認をする。※母子健康手帳交付番号で妊娠届と紐づける。)</p> <p>※マイナンバーカードを利用する「ぴったりサービス」からの申請となると、カードを持っていない方は紙申請となるため、事務負担が増えてしまうことが懸念されます。</p>	
	ぴったりサービス	<p>現在ぴったりサービスの制度は、「出産・子育て応援金事業」しか存在しないが、「妊婦のための支援給付」または「妊婦支援給付金」等の名前の制度は追加されるか。</p> <p>また、ぴったりサービスに「妊婦支援給付金」の手続き様式を、標準様式として追加される予定はあるか。</p>	妊婦のための支援給付を制度として新たに追加し、標準様式を追加する予定です。
	給付支援サービス	<p>給付支援サービスについて</p> <p>当該システムについて確認したところ、下記が確認できた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一年度に同じ対象者に対する給付ができない ・年度毎に更新が必要であり、旧年度の対象で未支給の対象は新年度のシステムに再登録が必要である ・申請期限が個人毎に設定できない <p>妊婦支援給付の制度は、年度内に2回対象となる方もおり、申請期限も2年とされている。</p> <p>当該サービスを利用する際の運用を具体的にお示ししたい。</p>	給付支援サービスについては、デジタル庁が所管するサービスであり、所管するデジタル庁にお尋ねください。
	生活保護	妊婦支援給付金については、生活保護の収入認定がなされるのか。	収入認定としない方向で検討しています。
	課税	妊婦支援給付金は非課税か。また、差押禁止の対象となるのか。	子税法第10条の6及び第10条の7に基づき差し押さえ禁止対象であり非課税です。
		妊婦支援給付金については、自治体独自の予算(地方単独事業)で増額をした場合、当該増額分について、非課税・差押禁止の対象になるのか。	法律に定められた以上の要件を課すことはできません。
	国籍	<p>妊婦給付認定や妊婦支援給付金の申請において、国籍に関する要件はあるか。</p> <p>「国籍に関する要件はない」と承知していますが、依然、県内市町村から「日本国籍を有する場合で・・・」という前提条件がついた質問が来るので、「国籍に関する要件はない(国籍の有無に関係なく同一基準である)」旨、Q&Aに明記していただきたいです</p>	国籍に関する要件はありません。
	相続	妊婦給付認定後、給付前・こどもの数の届出前に妊婦死亡した場合は、受給権は発生し、相続は発生しますでしょうか。	受給権は相続されますので、遺族から胎児の数の届出を提出いただき、支給してください。
		<p>胎児心拍を確認し妊娠したが、妊産婦が死亡した場合の妊婦支援給付金について</p> <p>(1) 妊産婦が死亡する前に、妊婦支援給付金の認定申請をしていた場合</p> <p>①妊娠に基づく給付(5万円)の支給が死亡日より後であったとしても、申請時点で妊婦支援給付の対象者であれば、妊婦給付認定者となり、妊婦支援給付金(5万円)は支給対象となるでしょうか。(受給権は相続されるでしょうか。)</p> <p>②胎児数の届出が妊産婦死亡前にされている場合は、受給権は相続されるでしょうか。また、妊産婦死亡前に胎児数の届出がされていない場合はどうなるでしょうか。</p> <p>③上記①、②の場合、妊産婦からの申請どおり、妊産婦名義の口座に振り込みを行ってもよろしいでしょうか。もし、相続人から妊婦名義以外の口座に振り込んでほしい旨の申し出があった場合の対応についてもご教示ください。</p> <p>(2) 妊産婦が死亡する前に、妊婦支援給付金の認定申請をしていなかった場合、妊娠に基づく給付金(5</p>	<p>(1) ①②上記の通りです。</p> <p>(1) ③妊婦が死亡している場合には、必ずしも妊婦の口座に振りこむ必要はありません。</p> <p>(2) 死亡した妊婦が令和7年4月1日以降に妊娠していた場合、遺族からの妊婦給付認定の申請及び胎児の数の届出を受理したうえで支給することになります。</p>

		万円) 及び胎児の数×5万円の給付金の受給権の考え方をご教示願います。	
	未支給	給付金等の受け取りを希望しないという選択はあるのか。辞退する場合、別途届出が必要となるのか。	給付金の受給には妊婦給付認定の申請が必要であり、本人が受け取りを希望せず、申請を行わない場合には、支給することができません。
	周知広報	自治体用の問い合わせ窓口（コールセンター）を設置していただきたい。	現時点でコールセンターの設置は考えていません。